

証券コード5027

2026年3月11日

(電子提供措置の開始日 2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー31階

AnyMind Group株式会社

代表取締役CEO 十 河 宏 輔

第7期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第7期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://anymindgroup.com/ja/ir/stock/meeting>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月25日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | | |
|------|---|-----------------------------------|---------------------|
| 1. 日 | 時 | 2026年3月26日（木曜日） | 午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー30階 | |

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 会議の目的事項

【報告事項】

1. 第7期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部です。
 - 【事業報告】
主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先の状況、株式に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - 【連結計算書類】
連結持分変動計算書、連結注記表
 - 【計算書類】
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）の全員（3名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当 |
|-------|---|--|
| 1 | 十河 宏輔 (1987年4月7日生) 再任 所有する当社の株式数 : 23,124,500株 | 2010年4月 株式会社マイクロアド 入社 2016年4月 当社グループ創業 AdAsia Holdings Limited CEO 就任 2020年3月 当社代表取締役CEO就任（現任） |
| | 【取締役候補者とした理由】 当社の創業者として、確固たるビジョンのもと経営を指揮・監督し、市場変化への迅速な対応と法人向け事業の飛躍的成長を牽引しました。戦略的M&Aや生成AI導入による生産性向上を主導し、企業価値向上に大きく貢献しています。これまでの豊富な経験と実績をもとに、当社グループ経営の監督、更なる企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。 | |
| 2 | 大川 敬三 (1983年4月1日生) 再任 所有する当社の株式数 : 60,000株 | 2006年4月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 入社 2012年8月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 入社 2018年2月 当社グループ入社 CFO就任（現任） 2020年3月 当社取締役就任（現任） |
| | 【取締役候補者とした理由】 CFOとして当社グループの財務戦略及び資本政策の立案・実行を主導し、成長投資と収益性改善の両立、財務基盤の強化を通じて、配当開始や自己株式取得を含む株主還元の充実に貢献してきました。また、資本市場との対話を重視したIR活動を推進し、企業価値の向上に寄与しております。これらの実績に加え、同氏の客観的判断力と実行力は、当社の持続的成長を支えるうえで不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。 | |

| | | |
|---|--|--|
| 3 | <p>いけうち しょうご 池内省五 (1962年6月6日生)</p> <p>再任 所有する当社の株式数 ： 0株</p> | <p>1988年4月 株式会社リフルート（現株式会社リフルートホールディングス）入社</p> <p>2012年6月 同社取締役就任</p> <p>2019年6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役就任（現任）</p> <p>2020年4月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>2020年9月 JICキャピタル株式会社 代表取締役就任（現任）</p> <p>2025年1月 株式会社TableCheck 社外取締役就任（現任）</p> |
| | <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、社外取締役としてこれまで公正かつ客観的な立場から取締役会の意思決定に参画し、当社の成長戦略及びガバナンス強化に対し有益な助言を行ってきました。今後も、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、成長投資と収益性改善の両立や中長期的な企業価値向上に向けた経営の監督及び助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池内省五氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、池内省五氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、6年であります。
3. 当社代表取締役の十河宏輔氏の所有する当社の株式数には、同氏が支配するKSG Capital Pte. Ltd.を通じて同氏が実質保有する当社普通株600,000株を加算しています。
4. 当社代表取締役の十河宏輔氏は当社グループのうち、AnyMind Group Pte. Ltd.、AnyMind Holdings Limited、GROVE株式会社、株式会社AnyUp、株式会社LYFT、AnyMind (Thailand) Limited、VGI AnyMind Technology Co., Ltd.、AnyMind Hong Kong Limited、AnyMind Group Pte. Ltd. Taiwan Branch、AnyMind Malaysia Sdn Bhd、AnyMind Philippines Inc.、AnyMind (Cambodia) Co., Ltd.、AdAsia Shanghai Limited、AnyMind Korea Co., Ltd.、AnyMind Commerce Phillipines Inc.の取締役も兼任しております。
5. 当社取締役の大川敬三氏は当社グループのうち、AnyMind (Thailand) Limited、VGI AnyMind Technology Co., Ltd.、Acqua Media Limited、AnyMind Hong Kong Limited、Maiden Marketing (India) Pvt. Ltd.、AnyMind Commerce (Thailand) Limitedの取締役も兼任しております。
6. 当社は、取締役候補者池内省五氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 当社は、池内省五氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2026年6月に更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役の全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当 |
|-------|--|--|
| 1 | <p>むら た しょうへい 村 田 昌 平 (1989年1月19日生) 再任 所有する当社の株式数 ： 0株</p> | <p>2011年4月 有限責任あずさ監査法人 入所 2014年9月 SCS Global Consulting (Vietnam) Co., Ltd. 入社 2015年8月 KPMG Limited (Vietnam) 入社 2017年11月 当社グループ入社 2019年12月 当社常勤監査役就任 2019年12月 村田会計事務所参画 2024年3月 当社取締役常勤監査等委員（現任） 2024年7月 税理士法人村田会計事務所 代表社員（現任）</p> <p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、公認会計士としての高度な専門知識を有し、経理・財務分野における豊富な実務経験及び監査経験を通じて、当社の財務報告の信頼性確保や内部統制の強化に貢献してきました。これらの知見を活かし、客観的かつ公正な立場から取締役の職務執行を適切に監査・監督することができると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者として適任であると考えております。</p> |
| 2 | <p>きたざわ なお 北 澤 直 (1975年9月25日生) 再任 所有する当社の株式数 ： 0株</p> | <p>2002年10月 ポールヘイスティングス法律事務所 入所 2008年5月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 2014年8月 株式会社お金のデザイン取締役COO就任 2018年4月 Coinbase株式会社CEO就任 2020年3月 当社社外監査役就任 2021年7月 株式会社Kyash 社外取締役就任（現任） 2024年3月 当社社外取締役監査等委員（現任）</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、弁護士としての高度な専門知識を有するとともに、複数企業における経営者としての豊富な経験を有しております。これらの知見を活かし、当社グループの経営状況や事業リスクを踏まえた客観的かつ公正な立場から、取締役の職務執行に対する監査・監督及び実効性のある助言を行っていただけるものと判断しております。弁護士及び経営者双方の視点から、コーポレート・ガバナンスの一層の充実・向上に貢献いただけたと考え、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 3 | おか とも ゆき 岡 知 敬 (1980年8月18日生) 再任 所有する当社の株式数 : 0株 | 2006年10月 弁護士登録 2006年10月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）入所 2013年 9月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2016年 1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）パートナー就任（現任） 2021年11月 当社社外監査役就任 2024年 3月 当社社外取締役監査等委員（現任） |
| | 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、国内外の資本市場における証券取引実務をはじめ、M&A、金融関連規制および企業法務全般に関する幅広い知識と高度な専門性を有しております。これらの知見を背景に、社外取締役として客観的かつ公正な立場から取締役の職務執行を監査・監督し、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献してきました。今後も引き続き、監査等委員としてガバナンス体制の一層の充実に尽力いただけるものと判断し、社外取締役候補者として適任であると考えております。 | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北澤直氏及び岡知敬氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、北澤直氏及び岡知敬氏の両氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、2年であります。
3. 北澤直氏及び岡知敬氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしているため、当社は同取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、村田昌平氏、北澤直氏及び岡知敬氏の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2026年6月に更新を予定しております。

以上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるアジア各国経済は、インフレ圧力の緩和に伴う金融環境の改善により、内需が堅調に推移いたしました。これに加え、デジタル経済の進展やインバウンド需要の回復がサービス消費を押し上げ、製造業においても底堅さが見られました。日本経済においても緩やかな回復基調が続いております。一方で、地政学的リスクの長期化や主要国の金融政策に伴う為替変動、通商政策の変化など、世界経済の先行きには依然として不透明な状況が続いております。

こうした変化の激しい経営環境下において、当社グループは各事業領域において積極的な成長投資を継続いたしました。その結果、売上収益は引き続き着実な成長を維持しております。特にマーケティング事業及びD2C/EC事業を合わせた法人ブランド支援事業が牽引役となり、大型顧客の獲得が進んだ東南アジア市場で著しい成長を実現したほか、日本市場でも順調に事業を拡大しております。

収益面においては、パートナーグロース事業における市場環境の変化が全社の収益性に影響を及ぼしたものの、法人ブランド支援事業の拡大に加え、販売管理費の適正なコントロール、さらには生成AIの活用による業務効率化を推進した結果、利益水準は第1四半期から第4四半期にかけて毎四半期着実に改善しており、収益基盤はより強固なものとなっております。

さらに、持続的な成長基盤の構築を目的とした投資戦略を加速させております。生成AIを活用したプロダクト強化に加え、2025年を通じて法人ブランド支援事業領域のAnyReach社、Vibula社、NADESHIKO Beauty社の3社が相次いでグループへ参画したことで、M&Aによる大きなシナジー創出を図っております。

これらの結果、当連結会計年度の売上収益57,300百万円（前連結会計年度比+13.0%）、売上総利益は21,932百万円（前連結会計年度比+16.9%）、営業利益は1,798百万円（前連結会計年度比△29.7%）、税引前利益は1,409百万円（前連結会計年度比△44.5%）、当期利益は1,002百万円（前連結会計年度比△57.6%）、親会社の所有者に帰属する当期利益は927百万円（前連結会計年度比△60.3%）となりました。

事業別の概況としては、売上収益においてマーケティングプラットフォームは3,761百万円増加し（前連結会計年度比+17.9%）、パートナーグロスプラットフォームは3,933百万円減少し（前連結会計年度比△20.1%）、D2C/ECプラットフォームは6,710百万円増加いたしました（前連結会計年度比+67.8%）。また、当連結会計年度における地域別売上収益比率（注）は東南アジアが49.3%（前年同期：51.5%）、日本及び韓国が40.7%（前年同期：35.9%）、インド・中華圏等のその他地域が10.0%（前年同期：12.6%）となっております。

当社グループは、財務指標の向上に加え、成長の源泉であるグローバル人材の確保と組織強化に注力しております。ステークホルダーの期待を超える高付加価値なプロダクトの提供を通じ、収益性の向上と企業価値の最大化、更なるグローバル事業拡大に邁進してまいります。

（注）地域別売上収益比率は、子会社の所在地における内部取引消去前の売上収益に基づいて算定しております。

（2）設備投資の状況

東京オフィスの増床及び契約更新に伴う使用権資産が22億円増加しております。

（3）資金調達の状況

当第2四半期に株式会社三井住友銀行より30億円を調達しており、当社グループ会社にて当第4四半期に有利子負債を40億円調達しております。

（4）他の会社の株式その他の持分等の取得又は処分の状況

当社は、2025年3月31日にAnyReach株式会社の発行済株式の100%を取得し、連結子会社といたしました。

当社は、2025年8月29日にVibula Group Joint Stock Companyの発行済株式の80%を取得し、連結子会社といたしました。

当社は、2025年10月15日にNADESHIKO Beauty株式会社の発行済株式の100%を取得し、連結子会社といたしました。

2. 財産及び損益の状況の推移 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 | 第 4 期 (2022年12月期) | 第 5 期 (2023年12月期) | 第 6 期 (2024年12月期) | 第 7 期 (2025年12月期) 当連結会計年度 |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売上収益 (百万円) | 24,790 | 33,460 | 50,713 | 57,300 |
| 親会社の所有者に帰属 する当期利益 (百万円) | 239 | 559 | 2,335 | 927 |
| 基本的 1 株当たり当期利益 | 4.46円 | 9.73円 | 39.52円 | 15.45円 |
| 資産合計 (百万円) | 18,822 | 23,255 | 34,162 | 45,143 |
| 親会社の所有者に帰属 する持分 (百万円) | 11,425 | 13,511 | 16,590 | 16,886 |
| 1 株当たり親会社所有者帰属持分 | 202.28円 | 231.67円 | 277.18円 | 282.58円 |

- (注) 1. 当社の連結計算書類は、国際会計基準 (IFRS) に基づいて作成しております。
 2. 第 4 期のIFRSに基づく連結計算書類については、会社法第444条第 4 項の規定に基づく監査は受けておりませんが、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、PwC Japan 有限責任監査法人の監査を受けており、参考情報として記載しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

| 名称 | 住所 | 資本金 | 主要な事業の内容 | 議決権の所有 (間接所有) 割合(%) |
|------------------------------------|---------------|-----------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| (連結子会社) AnyMind Group Pte. Ltd. | シンガポール共和国 | 400万米ドル 1シンガポールドル | マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業 | 100.0 |
| AnyMind (Thailand) Limited | タイ王国 バンコク都 | 12百万タイバツ | マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業 | 100.0 (100.0) |
| AnyMind Japan株式会社 | 東京都 港区 | 9百万円 | マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業 | 100.0 |
| 株式会社フォーエム | 東京都 港区 | 10百万円 | パートナーグロース事業 | 100.0 (100.0) |
| GROVE株式会社 | 東京都 港区 | 9百万円 | マーケティング事業 D2C/EC事業 パートナーグロース事業 | 100.0 |
| PT Digital Distribusi Indonesia | インドネシア | 10,001百万インドネシア ルピア | D2C/EC事業 | 100.0 (100.0) |

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しています。
 2. 上記6社は、売上収益及び当社の議決権比率を参考に選択いたしました。
 3. 国際会計基準における当社の連結子会社は上記を含む37社です。

(3) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) その他

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、各事業の拡大に対応しつつ、今後の安定的な収益獲得及び持続的な企業価値向上を実現するため、主として以下の課題に取り組み必要があると認識しております。

(1) 新規サービス・事業の創出及び開発体制の強化

アジア市場ではテクノロジー活用が急速に進展する一方、各国・各業界における商習慣やオペレーション要件は依然として多様であり、顧客ニーズも高度化・複雑化しております。このような環境下において競争優位性を維持・強化するため、当社グループは、ソフトウェアとオペレーションを組み合わせたBPaaSモデルを基盤として、既存サービスの高度化及び新規サービス創出を継続的に推進する必要があります。特に、マーケティング支援、D2C/EC支援等の法人ブランド支援領域において、自社プロダクトの機能強化を進めるとともに、生成AIをプロダクト機能及び社内業務プロセスの双方へ活用することで、業務効率化と生産性向上を体系的に推進しております。また、Vibula社等のM&Aを通じて獲得した技術・ノウハウを自社プラットフォームへ統合し、プロダクト開発と運用実装を一体的に推進できる体制を強化することで、市場環境の変化に迅速に対応可能な開発体制の構築を進めております。今後もテクノロジー人材の確保及び育成を通じ、継続的なイノベーション創出と事業開発体制の強化を図ってまいります。

(2) サービスの認知度及びブランド力の向上

当社グループが持続的成長を実現するためには、顧客基盤の拡大とともに、各国市場における認知度及び信頼の向上が重要であると認識しております。特に東南アジアを中心とした成長市場において、当社の強みである「クロスボーダー×バリューチェーン」による提供価値を、より広範な顧客層へ浸透させることが課題となっております。当社グループは、法人顧客向けにマーケティング及びD2C/EC支援をはじめとする各種ソリューションを提供しており、TikTok Shop等の主要プラットフォームとのパートナーシップ強化や、クロスボーダーEC支援実績の蓄積を通じて、リージョナルクライアントからの信頼獲得を進めております。加えて、中国RED（小紅書）との連携を活用したインバウンド・アウトバウンド支援等、独自のユースケースの発信を強化するとともに、地域特性に応じた営業戦略の高度化及び各事業のシナジーを活かした統合提案を推進し、アジアを代表するビジネスインフラとしてのポジション確立とブランド価値向上を図ってまいります。

(3) 多様な人材の確保と組織文化の統一

事業拡大に伴い、各国拠点におけるローカルチームの強化と、多国籍な人材が連

携し機動的に事業を推進できる組織体制の構築が重要な課題となっております。特に、プロダクト開発、データ活用、AI導入及びグローバルオペレーション構築等の専門領域における人材確保と育成が継続的に求められています。また、拠点・言語・文化の違いを越えた円滑なコミュニケーションと意思決定プロセスの整備、生成AIを活用した業務変革を現場へ定着させるための教育及びガイドライン整備も重要となります。今後も、多様性と包容性を重視しつつ、採用力強化、育成体制の整備及び評価・報酬制度の高度化を通じて、従業員のエンゲージメント向上と組織力強化を推進してまいります。

(4) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、持続的成長及び企業価値向上の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と位置づけております。グローバル展開を進める中で、各国の法規制への対応、コンプライアンス徹底、リスクマネジメント高度化及び情報セキュリティ対策の継続的強化が求められています。さらに、事業領域拡大やM&A推進に伴い、グループ経営の透明性確保、意思決定プロセスの適正化及び内部統制の実効性向上が重要性を増しております。加えて、生成AI等の新技術活用に伴う情報管理及び運用ルール整備も重要な課題となります。今後も監督機能の強化及びグループ横断のリスク管理体制の高度化を通じ、透明性と公正性の高い企業運営を推進してまいります。

(5) 運転資金の最適化

当社グループは複数の国・地域で事業を展開しているため、各国における資金需要や通貨建て債権債務の管理が必要となり、資金効率低下のリスクが存在します。特に、法人向けEC支援及びマーケティング事業における売掛金回収期間や在庫・物流オペレーションに伴う資金回転期間の変動がキャッシュ・フローへ影響を与える可能性があります。今後も与信管理の徹底、売掛金回収迅速化及び在庫・物流管理の高度化を進めるとともに、グループ全体の資金管理体制を強化することで、キャッシュ・フローの安定化と資金効率向上を図ってまいります。

(6) 財務基盤の強化

当社グループは、成長投資を継続しつつ、収益性改善と財務健全性維持の両立を図ることが重要な課題であると認識しております。既存事業の成長に加え、M&A及び業務効率化を通じた収益力強化を推進することで、安定的な利益創出体制の構築を進めております。また、成長投資と財務健全性のバランスを確保しながら、自己株式取得及び配当等の株主還元を機動的に組み合わせ、資本効率向上と企業価値最大化を図ってまいります。今後も資本市場との対話を重視し、投資規律の徹底及び収益性改善を通じて財務基盤の強化を推進してまいります。

5. 事業の内容（2025年12月31日現在）

当社グループは「Make Every Business Borderless」というミッションのもと、ブランド企業へのソーシャルコマース及びソーシャルメディアマーケティング支援を中核として、EC及びD2C支援、物流・生産管理等を含むバリューチェーン全体を支援するプラットフォームを提供しており、アジア・中東を中心に世界15ヵ国・地域にて事業を展開しております。

昨今のインターネット・テクノロジーの進化を通じて個人も法人も誰もがブランドを築き、グローバルにビジネスを展開できる世の中になってきていると考えております。一方で、まだ国や業界を跨ぐと情報の非対称性や、サプライチェーンの複雑さ、地理的・文化的な制約などが存在しております。そのような制約や複雑性はブランド構築や商品販売を行うための工程において複数の事業者や異なるサービスと連携をするハードルが要因の一つとしてあげられます。当社グループは、法人クライアント向けにはマーケティング支援に加え、EC戦略やECサイト構築・運用、生産管理、物流管理に至るまでのバリューチェーン全体を一気通貫で支援しております。また、パブリッシャーやクリエイターの収益向上に向けた支援も展開しております。複数のプラットフォームを開発・提供しており、これらとオペレーション支援を組み合わせた「BPaaS」(Business Process as a Service) モデルの提供を通じ、DX推進と業務の効率化・省人化を実現し、クライアントの事業成長に貢献します。

当社グループはインターネット関連事業の単一セグメントであります。法人ブランド支援、パートナーグロースの2つの領域にて事業を展開しております。

| 事業領域 | プロダクト種別 | 具体的な当社プラットフォームの名称 |
|------------------------|-------------|-------------------|
| ブランドコマース (法人ブランド支援) | マーケティング | AnyDigital |
| | | AnyTag |
| | D2C/EC | AnyShop |
| | | AnyX |
| | | AnyChat |
| | | AnyLogi |
| | | AnyAI |
| | | AnyLive |
| | | AnyGift |
| パートナーグロース | パブリッシャーグロース | AnyManager |
| | クリエイターグロース | AnyCreator |

当社は、純粋持株会社として当社グループの経営方針策定及び経営管理を行っており、2025年12月末時点において、当社が管理する連結子会社は37社です。

6. 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

| 事業所 | 所在地 |
|---|--------|
| 当社 AnyMind Japan株式会社 株式会社フォーエム GROVE株式会社 | 東京都港区 |
| AnyMind Group Pte. Ltd. | シンガポール |
| AnyMind (Thailand) Limited | タイ |
| PT Digital Distribusi Indonesia | インドネシア |
| AnyMind Hong Kong Limited | 香港 |

7. 従業員の状況（2025年12月31日現在）

当連結会計年度の当社グループ及び当社の従業員の状況は、下記のとおりです。

| | 従業員数（名） | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|---------|-------------|
| 当社グループ | 2,160 | 219名増 |
| 当社 | - | 8名減 |

注：純粋持株会社である当社の事業はAnyMind Japan株式会社に所属する従業員が遂行しており、当社に従業員は存在しません。

8. 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

当連結会計年度の当社グループの主要な借入先とその借入残高は以下のとおりです。

| 借入先 | 金額（百万円） |
|-------------|---------|
| 株式会社三井住友銀行 | 5,661 |
| 株式会社みずほ銀行 | 3,014 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 416 |
| 株式会社りそな銀行 | 300 |

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式に関する事項

1. 株式の状況（2025年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

| 種類 | 発行可能株式総数 |
|------|---------------|
| 普通株式 | 200,000,000 株 |

(2) 発行済株式の総数

| 種類 | 発行済株式の総数 |
|------|--------------|
| 普通株式 | 61,009,950 株 |

(3) 株主数

4,806 名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持分比率 |
|--|-------------|--------|
| 十 河 宏 輔 | 22,524,500株 | 37.69% |
| 小 堤 音 彦 | 5,742,300株 | 9.61% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 5,037,000株 | 8.43% |
| 日本グロースキャピタル投資法人 | 2,923,100株 | 4.89% |
| JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合 | 2,463,100株 | 4.12% |
| JAFCO Asia Technology Fund VII Pte. Ltd. | 2,032,900株 | 3.40% |
| JPインベストメント1号投資事業有限責任組合 | 1,799,700株 | 3.01% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,323,600株 | 2.21% |
| 渡 邊 久 憲 | 1,167,600株 | 1.95% |
| 野村證券株式会社 | 855,454株 | 1.43% |

(注) 持分比率は、自己株式(1,250,000株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2025年2月14日及び2025年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

| | |
|--------------|-----------------------|
| 取得した株式の種類及び数 | 普通株式 1,250,000株 |
| 取得価額の総額 | 747百万円 |
| 取得した期間 | 2025年5月15日～2025年9月22日 |

② 新株予約権の行使

当事業年度中の新株予約権の行使により発行済株式の総数は1,154,600株増加いたしました。

2. 新株予約権等の状況（2025年12月31日現在）

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要及び保有人数

第5回新株予約権

| | | |
|--|---|------------------------------------|
| 決議年月日 | 2020年8月7日臨時株主総会決議及び2020年8月17日取締役会決議 | |
| 保有者区分及び人数（名） | 当社取締役 | 1 |
| | 当社社外取締役 | 1 |
| | 当社取締役（監査等委員） | 1 |
| 新株予約権の数（個） | 当社取締役 | 1,591 |
| | 当社社外取締役 | 163（注）1 |
| | 当社取締役（監査等委員） | 40 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 | 954,600 97,800（注） 24,000 1、5 |
| | 当社取締役 | 954,600 |
| | 当社社外取締役 | 97,800（注） |
| | 当社取締役（監査等委員） | 24,000 1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | | 81（注） 2、5 |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年12月1日から2028年11月30日まで | |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 | 81 |
| | 資本組入額 | 40.5（注）5 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | |

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてののみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後当社普通株式数} = \text{調整前当社普通株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。
- (1) 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権を行使することができる。
 - (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
 - (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ④ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑤ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑥ 補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合
 - ⑦ 法令又は当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社又は当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合
 - ⑧ 死亡した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
 - (4) 本新株予約権者は、2020年12月期から2023年12月期の事業年度までの各事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における売上高が一度も150億円を超えなかった場合には、本件新株予約権を行使することができない。但し、本項(6)号の要件を満たす場合はこの限りではない。
 - (5) 本新株予約権者は、2020年12月期から2023年12月期の事業年度までの各事業年度に本件新株予約権者が保有する本新株予約権の数に50%を乗じた個数（1個未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする）を行使することができる。
 - (6) 本新株予約権者は、2022年12月期から2023年12月期の事業年度までの各事業年度における当社決算書上の損益計算書における営業利益に、以下に定める販管費合計額を加算した金額が一度でも黒字化している場合には、本件新株予約権者が保有する本新株予約権の数に100%を乗じた個数を行使することができる。
 - ① 持分譲渡型オプション信託に関して計上する報酬費用
 - ② 新株予約権に関して計上する報酬費用
 - ③ 減価償却費用

(7) 新株予約権者は、本項(1)ないし(3)号の規定において、新株予約権を行使することができることを条件に、本新株予約権の付与を受けた日から、2年経過後に100%権利行使可能となる(以下、権利行使可能となることを「バスティング」という)。但し、新株予約権者が本項(1)～(3)号に定める事実該当するに至った場合は、当該時点以降のバスティングは中止し、新株予約権者が休職期間中にある期間は、バスティングされないものとする。

4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

当社新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、新株予約権を行使できる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記3.に記載の「新株予約権の行使の条件」に準ずる。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

① 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定(当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。))した場合、民事再生を行う場合、解散する場合又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会(当社が取締役会設置会社である場合は取締役会)が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。但し、当社株主総会(当社が取締役会設置会社である場合は取締役会)が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会(当社が取締役会設置会社である場合は取締役会)が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

② 当社は、本新株予約権者が上記3.に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社は、当社株主総会(当社が取締役会設置会社である場合は取締役会)が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会(当社が取締役会設置会社である場合は取締役会)の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

- ④ 本新株予約権発行時点以降において、当社の普通株式の公正価格（当社が指定する第三者評価機関による、純資産価額方式に基づく算定又はその他の方式に基づく算定のうち、当社が指定した方式に基づき算定された価格をいい、当該価格がレンジで示される場合には、その最低価格とその最高価格の平均値とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）が、本上場までに一度でも、本新株予約権発行時点の公正価格を下回った場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- ⑤ 新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 2021年7月29日開催の取締役会決議により、2021年8月19日付で普通株式1株について600株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 本新株予約権は、新株予約権1個につき132円で有償発行しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

第13回新株予約権

| | | | |
|--|--|-------------------|-------|
| 決議年月日 | 2025年8月14日取締役会決議 | | |
| 交付者区分及び人数(名) | 子会社役員 | 1 | |
| | 子会社従業員 | 9 | |
| 新株予約権の数(個) | 子会社役員 | 300 | (注) 1 |
| | 子会社従業員 | 2,800 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 | 子会社役員 30,000 | (注) 1 |
| | | 子会社従業員 280,000 | |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | | 770 | (注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2027年9月2日から2035年8月13日まで | | |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 | 770 | |
| | 資本組入額 | 385 | |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 | | |

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は普通株式100株とする。ただし、割当日以降、当社が当社普通株式について株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

ただし、かかる調整は、当該時点で未行使の本新株予約権に限り適用され、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は切り捨てる。また、割当日以降、当社が必要と認めた場合には、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

2. また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、こ

の調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、以下の全ての条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - A. 2027年12月期以降の事業年度において、当社の連結損益計算書における営業利益が6,300百万円を超過していること。
 - B. 割当日から行使期間満了日までの間に、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引終値が2,000円（株式分割・併合がある場合は比率に応じて調整）を超過したこと。
- (2) 上記(1)の条件を満たした場合には、新株予約権者が行使時点で当社又は当社の関係会社の役員・従業員であることは要しない。ただし、割当日から2026年12月31日までに当該者が継続して役員・従業員でなかった場合や、解任・懲戒解雇等を受けた場合、又は当社取締役会が不適当と判断した場合には行使不可とする。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - ① 当社と競業する企業の設定・就業等、競業行為（当社の事前書面承諾がある場合を除く）
 - ② 法令又は社内規程違反、又は信義則に反する行為により当社との信頼関係を著しく損なったと当社が合理的に判断した場合
 - ③ 新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合
- (5) 新株予約権の行使に係る行使価額（該当する新株予約権に係る付与決議の日において、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社がその設立の日以後の期間が5年未満のものである場合には当該権利行使価額を2で除して計算した金額とし、当該株式会社がその設立の日以後の期間が5年以上20年未満であることその他の租税特別措置法施行規則で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額を3で除して計算した金額とする。）の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。
- (6) 新株予約権者は、租税特別措置法及び関係政省令の規定に基づき、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当該行使に係る当社と金融商品取引業者又は金融機関（以下「金融商品取引業者等」という）との間であらかじめ締結される、当該株式の振替口座簿への記録、保管の委託又は管理及び処分に関する信託契約に従い、取得後直ちに、当社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記録を受け、又は当該金融商品取引業者等に対して保管の委託もしくは信託管理を行うものとする。ただし、当該当社株式が譲渡制限株式である場合には、租税特別措置法及び関係政省令の規定に基づき、当社と新株予約権者との間であらかじめ締結される管理に関する契約に従い、取得後直ちに当社によって管理される方法を選択できるものとする。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 株予約権を行使することができる期間
当社新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、新株予約権を行使できる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記3.に記載の「新株予約権の行使の条件」に準ずる。
 - (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が上記3.の行使条件を満たさなくなった場合、又は自ら放棄した場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
 - ② 資本準備金の増加額は、資本金等増加限度額から上記資本金の増加額を控除した額とする。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第14回新株予約権

| | | | |
|--|--|--------------------------------------|-------|
| 決議年月日 | 2025年8月14日取締役会決議 | | |
| 交付者区分及び人数（名） | 子会社役員 | 2 | |
| | 子会社従業員 | 1 | |
| 新株予約権の数（個） | 子会社役員 | 400 | (注) 1 |
| | 子会社従業員 | 1,000 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 | 子会社役員 40,000 子会社従業員 100,000 | (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 770 (注) 2 | | |
| 新株予約権の行使期間 | 2027年9月2日から2035年8月13日まで | | |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 | 770 | |
| | 資本組入額 | 385 | |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。 | | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 | | |

(注) 1、2、4について、上記の第13回新株予約権の注1、2、4に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、以下の全ての条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - A. 2027年12月期以降の事業年度において、当社の連結損益計算書における営業利益が6,300百万円を超過していること。
 - B. 割当日から行使期間満了日までの間に、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引終値が2,000円（株式分割・併合がある場合は比率に応じて調整）を超過したこと。
- (2) 上記(1)の条件を満たした場合には、新株予約権者が行使時点で当社又は当社の関係会社の役員・従業員であることは要しない。ただし、割当日から2026年12月31日までに当該者が継続して役員・従業員でなかった場合や、解任・懲戒解雇等を受けた場合、又は当社取締役会が不適当と判断した場合には行使不可とする。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - ① 当社と競業する企業の設立・就業等、競業行為（当社の事前書面承諾がある場合を除く）

- ② 法令又は社内規程違反、又は信義則に反する行為により当社との信頼関係を著しく損なったと当社が合理的に判断した場合
- ③ 新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合

第15回新株予約権

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2025年8月14日取締役会決議 |
| 交付者区分及び人数（名） | 子会社役員 2 |
| 新株予約権の数（個） | 子会社役員 1,300（注） 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 子会社役員 130,000（注） 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 770（注） 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2027年9月2日から2035年8月13日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 770 資本組入額 385 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注） 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注） 4 |

（注）1、2、4について、上記の第13回新株予約権の注1、2、4に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、以下の全ての条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
2027年12月期以降の事業年度において、GROVE株式会社の連結損益計算書における売上高が8,000百万円を超過し、且つ営業利益が500百万円を超過していること。
- (2) 上記(1)の条件を満たした場合には、新株予約権者が行使時点で当社又は当社の関係会社の役員・従業員であることは要しない。ただし、割当日から2026年12月31日までに当該者が継続して役員・従業員でなかった場合や、解任・懲戒解雇等を受けた場合、又は当社取締役会が不適当と判断した場合には行使不可とする。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - ① 当社と競争する企業の設立・就業等、競争行為（当社の事前書面承諾がある場合を除く）
 - ② 法令又は社内規程違反、又は信義則に反する行為により当社との信頼関係を著しく損なったと当社が合理的に判断した場合
 - ③ 新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合

- (5) 新株予約権の行使に係る行使価額（該当する新株予約権に係る付与決議の日において、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社がその設立の日以後の期間が5年未満のものである場合には当該権利行使価額を2で除して計算した金額とし、当該株式会社がその設立の日以後の期間が5年以上20年未満であることその他の租税特別措置法施行規則で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額を3で除して計算した金額とする。）の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。
- (6) 新株予約権者は、租税特別措置法及び関係政省令の規定に基づき、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当該行使に係る当社と金融商品取引業者又は金融機関（以下「金融商品取引業者等」という）との間であらかじめ締結される、当該株式の振替口座簿への記録、保管の委託又は管理及び処分に関する信託契約に従い、取得後直ちに、当社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記録を受け、又は当該金融商品取引業者等に対して保管の委託もしくは信託管理を行うものとする。ただし、当該当社株式が譲渡制限株式会社である場合には、租税特別措置法及び関係政省令の規定に基づき、当社と新株予約権者との間であらかじめ締結される管理に関する契約に従い、取得後直ちに当社によって管理される方法を選択できるものとする

第16回新株予約権

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2025年8月14日取締役会決議 |
| 交付者区分及び人数（名） | 子会社従業員 1 |
| 新株予約権の数（個） | 子会社従業員 150（注） 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 子会社従業員 15,000（注） 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1（注） 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2027年9月2日から2035年8月13日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1 資本組入額 0.5 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注） 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権は、第三者への譲渡、質入れ、担保設定その他一切の処分をすることができないものとする。 |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注） 4 |

（注）1、2、4について、上記の第13回新株予約権の注1、2、4に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権者は、権利行使までの間、継続して当社又は当社の関係会社の取締役又は使用人の地位にいることを条件として本新株予約権を行使することができる。ただし、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - ① 当社と競争する企業の実立・就業等、競争行為（当社の事前書面承諾がある場合を除く）
 - ② 法令又は社内規程違反、又は信義則に反する行為により当社との信頼関係を著しく損なったと当社が合理的に判断した場合
 - ③ 新株予約権割当契約その他関連契約に違反した場合
- (4) 本新株予約権者は、権利行使時点の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値が、本新株予約権の募集事項決定決議日における当社の普通株式の終値の1.3倍（ただし、計算の結果小数点以下の端数が生ずる場合には切り上げるものとする。）以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

- (5) 本新株予約権者は、次の各号に掲げる期間においては、割り当てられた本新株予約権の数に当該各号に掲げる割合を乗じた数（ただし、計算の結果1個未満の端数が生ずる場合は切り上げるものとする。）を超えて新株予約権を行使することができないものとする。
- ① 権利行使期間開始日から12ヶ月が経過する日まで：50%
 - ② 権利行使期間開始日から12ヶ月が経過する日以降：100%

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員 の 状況

1. 取締役 の 状況 (2025年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------------------|------|--|
| 代表取締役 | 十河宏輔 | CEO (Chief Executive Officer) |
| 取締役 | 大川敬三 | CFO (Chief Financial Officer) |
| 取締役 | 池内省五 | JICキャピタル株式会社 代表取締役 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社TableCheck 社外取締役 |
| 取締役 監査等委員 (常勤) | 村田昌平 | 税理士法人村田会計事務所 代表社員 |
| 取締役 監査等委員 | 北澤直 | 株式会社Kyash 社外取締役 |
| 取締役 監査等委員 | 岡知敬 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー |

- (注) 1. 取締役池内省五氏、北澤直氏及び岡知敬氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社内の情報収集や監査等の環境を整備し、内部統制の構築・運用状況を日常的に確認・検証できるように、取締役村田昌平氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役池内省五氏、北澤直氏及び岡知敬氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社代表取締役の十河宏輔氏は当社グループのうち、AnyMind Group Pte. Ltd.、AnyMind Holdings Limited、GROVE 株式会社、株式会社AnyUp、株式会社LYFT、AnyMind (Thailand) Limited、VGI AnyMind Technology Co., Ltd.、AnyMind Hong Kong Limited、AnyMind Group Pte. Ltd. Taiwan Branch、AnyMind Malaysia Sdn Bhd、AnyMind Philippines Inc.、AnyMind (Cambodia) Co., Ltd.、AdAsia Shanghai Limited、AnyMind Korea Co., Ltd.、AnyMind Commerce Phillipines Inc.の取締役も兼任しております。
5. 当社取締役の大川敬三氏は当社グループのうち、AnyMind (Thailand) Limited、VGI AnyMind Technology Co., Ltd.、Acqua Media Limited、AnyMind Hong Kong Limited、Maiden Marketing (India) Pvt. Ltd.、AnyMind Commerce (Thailand) Limitedの取締役も兼任しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）4名との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社における報酬決定のプロセスについては、中長期的な業績及び企業価値の向上等に資するように配慮した報酬体系とし、ステークホルダーに対して説明責任を果たせるよう、監査等委員である取締役及び社外取締役から積極的に意見を聴取したうえで、客観的・適正性を備えたものとしております。

株主総会において決定された報酬総額の範囲において、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の役割・責任及び当社グループ全体の戦略策定と統制への貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で承認された役員報酬規程に定める基準に基づいて、取締役会において審議のうえ検討・決定を行うものとしております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬は月例の固定報酬のみとしております。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、役員報酬規程に基づく決定プロセスが適切に運用されていること、並びに報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、中長期的な業績及び企業価値の向上に資するものとなるよう配慮されていることを確認しております。具体的には、監査等委員及び社外取締役から聴取した意見が当該検討・決定過程において適切に反映・尊重されていること、また、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の役割・責任及び当社グループ全体の戦略策定・統制への貢献度等を総合的に勘案していることを確認したうえで、当該報酬等が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において決定しております。具体的には、各監査等委員の役割・責任、当社グループの監査・監督機能の発揮状況、出席状況その他当社への貢献度等を総合的に勘案したうえで、監査等委員である取締役間における協議を経て、全員の同意により個人別の報酬額を決定しております。なお、当該決定にあたっては、監査等委員の独立性及び職務の適正性を確保し得るよう、客観性・適正性に配慮した運用としております。

5. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は、2024年3月29日開催の第5期定時株主総会において年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）と決議しております。なお、当該報酬等の金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名（うち社外取締役1名）です。

取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2024年3月29日開催の第5期定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

6. 取締役の報酬等の額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる役員 の員数 (人) |
|----------------|-----------------|------------------|---------|--------|--------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (監査等委員を除く) | 17 | 17 | - | - | 3 |
| (うち社外取締役) | (5) | (5) | (-) | (-) | (1) |
| 取締役 (監査等委員) | 16 | 16 | - | - | 3 |
| (うち社外取締役) | (8) | (8) | (-) | (-) | (2) |

- (注) 1. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。
2. 上記のほか、連結子会社において、取締役2名が金銭報酬50百万円の支給を受けております。
3. 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役は2024年3月29日であり、その内容は取締役の報酬総額を年額150百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）で、決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名（うち社外取締役の員数は1名）、取締役（監査等委員）は2024年3月29日であり、その内容は取締役（監査等委員）の報酬総額を年額30百万円以内で、決議時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）とされております。

7. 監査等委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものである事実

現在、当社は、常勤監査等委員である取締役として村田昌平氏を、財務及び会計に関し相当程度の知見を有する者として選任しており、同氏は監査等委員会の議長を務めております。同氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、国内監査法人並びに海外会計事務所における勤務を通じて、会計・税務及び監査に関する実務経験を蓄積してまいりました。その後、2017年に当社グループへ入社し、財務・会計業務に携わる中で、当社グループの事業構造及び財務課題に関する理解を深め、2024年3月に現職に就任しております。

8. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役 池内 省五氏は、JICキャピタル株式会社 代表取締役、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役及び株式会社TableCheck 社外取締役であります。当社と兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。
- ② 取締役（監査等委員）北澤 直氏は、株式会社Kyash 社外取締役であります。当社と兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。
- ③ 取締役（監査等委員）岡 知敬氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業パートナーであります。当社と兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。

(2) 各社外役員の主な活動状況

- ① 取締役 池内 省五氏は、開催された取締役会13回中13回出席しております。同氏は、経営者としての豊富な知識及び経験に基づき、事業に係るリスク管理や海外子会社の管理体制等について、適宜有益な意見・助言を行っております。
- ② 取締役（監査等委員）北澤 直氏は、開催された取締役会13回中13回、監査等委員会13回中13回出席しております。同氏は、弁護士及び経営者としての豊富な知識及び経験に基づき、事業に係るリスク管理、安全管理、労務管理、コンプライアンス並びに海外子会社の管理体制等について、適宜有益な意見・助言を行っております。
- ③ 取締役（監査等委員）岡 知敬氏は、開催された取締役会13回中13回、監査等委員会13回中13回出席しております。同氏は、弁護士としての豊富な知識及び経験に基づき、主としてコンプライアンス等の観点から、適宜有益な意見・助言を行っております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 名称 PwC Japan有限責任監査法人

2. 報酬等の額

| | | |
|---|-------------------------------------|-------|
| ① | 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 55百万円 |
| ② | 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 56百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、金融商品取引法及び会社法による法定監査以外の任意監査に係る報酬を含めております。
3. 当社監査等委員会は、当期の会計監査の体制、監査計画の内容、前期の監査内容や遂行状況の監査実績の分析、報酬見積りの算出根拠に関する必要な資料の入手及び会計監査人の報告聴取を通じて、会計監査人の報酬について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社及び当社の連結子会社であるAnyMind Group Pte. Ltd.等は、主に税務関連業務等についての対価を支払っておりそれらは②の合計額に含めております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合の他、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、再任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することを方針とします。

V. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）につきましても、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、2021年2月12日の取締役会にて、内部統制システムの整備に関する基本方針を定める決議を行っております。2024年3月29日に開催した第5期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、同日開催の取締役会によって「内部統制システムの基本方針」を含めて関連規程等の修正を決議しました。

現在、当社グループの内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、企業活動が社会の一員としての責任を伴うものであることを認識し、社会的要請に応え、適法かつ健全な事業活動の遂行に努めるものとする。その実効性を確保するため、取締役会及び管理部は、企業倫理並びに法令遵守の基本方針を社内に周知し、その徹底を図る。
- (2) 取締役会は、取締役会規程をはじめとする職務執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は、法令、定款及び社内諸規程を遵守のうえ、業務を執行する。
- (3) 当社及び当社グループの事業活動に適用される法令等を適切に識別し、これらの法的要求事項を遵守するための体制を整備するとともに、必要に応じて教育及び啓発活動を実施する。
- (4) 組織的又は個人的な法令違反、不正行為その他のコンプライアンス上の問題について、早期発見と是正を図るため、内部通報制度を整備し、適切に運用する。
- (5) 監査等委員は、独立した立場から、内部統制システムの整備及び運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (6) 内部監査担当部門は、当社及び当社グループの内部統制の有効性並びに業務の適正性及び効率性について監査を行う。
- (7) 反社会的勢力対応規程及び対応マニュアルを定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に対しては毅然として対応するための体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び機密情報管理規程等情報管理に係る社内規程に基づき、保存媒体の特性に応じて適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査等委員は、必要に応じて当該情報を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス及び情報セキュリティ等に係るリスクについて、管理部を主管部署として、コンプライアンス規程及び情報システム管理規程等の整備を行うとともに、社内研修の実施、必要に応じたマニュアル等の作成及び周知徹底を図り、リスク管理体制の強化に努めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会における議論の充実及び迅速かつ適切な意思決定を可能とするため、取締役の員数を適正な水準に維持するものとする。
- (2) 取締役会を、原則として毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとする。
- (3) 取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、これらに基づく事業戦略並びに各施策の進捗状況について、取締役会において定期的に報告を受け、検証を行うものとする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営状況及び業務執行の状況を適切に把握するため、必要に応じて子会社に対し、関係資料等の提出を求める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社が開催するリスク管理委員会を、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるグループ全体の事業リスクを適切に認識・評価し、その対応方針について協議する機能を有するものとして運営する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の事業内容及び規模等に応じて、当社に準じた社内規程の制定を促し、子会社における指揮命令系統、権限配分、意思決定手続その他組織運営に関する基準を定め、適切な管理体制の構築を図る。

(4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社における法令違反その他のコンプライアンス上の問題の早期発見及び是正を図るため、監査等委員会及び内部監査部門を通じて、子会社の業務の適正性について調査・監査を行う。

(5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社間における情報伝達並びに業務遂行の効率性及び実効性を高めるため、適切な範囲においてITを有効に活用する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及びその独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する組織として内部監査部門を設置し、監査業務の円滑な遂行及び連携に必要な使用人を配置する。当該使用人は、監査等委員会の補助業務を行うにあたり、監査等委員会から必要な指揮命令を受けるものとし、取締役（監査等委員であるものを除く）からの指揮命令を受けないことにより、その独立性及び実効性を確保する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会の指揮命令に従ってその職務を遂行する旨について、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人に対し、周知徹底を図り、その指示の実効性を確保する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼした事実、又はそのおそれのある事実を発見した場合は、内部通報規程に定める相談・通報窓口又はリスクマネジメント委員会を通じて、速やかに監査等委員会へ報告する。

(2) 取締役は、その職務の執行状況について、毎月開催される取締役会のほか、リスクマネジメント会議及び経営会議等を通じて、監査等委員会に対し、定期的に報告を行うとともに、必要に応じて遅滞なく報告する。

9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規程に基づき、監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底し、当該体制の実効性を確保する。

10. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務の執行に関し、当社に対して費用の前払い又は償還等の請求を行った場合、担当部門において所要の確認を行ったうえで、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを客観的に証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会の監査機能の向上を図るため、監査等委員である社外取締役の選任にあたっては、専門性に加え、独立性を十分に考慮する。
 - (2) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門等との間で、情報及び意見の交換を行うための会合を原則として毎月開催し、相互の連携を図る。
 - (3) 監査等委員会は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備を目的として、代表取締役と定期的に会合を開催する。
 - (4) 監査等委員会が実施する定期的な社内聞き取り調査や、必要に応じて説明を求めた場合には、当該説明を求められた取締役及び使用人は、監査等委員会に対し、適切かつ十分な説明を行うものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制全般について

当社グループ全体の業務の適正を確保するため、社内規程の整備を行うとともに、持株会社と事業会社それぞれの役割及び責任を明確化しております。また、当社の内部監査部門がグループ各社に対して内部監査を実施し、グループ経営の実態に即した効率的なモニタリングを行っております。

2. コンプライアンス体制について

当社は、経営上の意思決定、業務執行及び監督に係るガバナンス体制に加え、近年のコンプライアンスリスクの重要性の高まりを踏まえ、コンプライアンスを含むガバナンス体制及びリスク管理体制の整備並びに運用の強化に継続的に取り組んでおります。

具体的には、当社グループにおけるリスク管理規程に基づき、定期的にはリスク管理委員会を開催するとともに、経営会議を中心として、各部門及び各国拠点間の情報共有を積極的に行っております。これにより、当社グループにおけるリスクの早期発見及び未然防止に努めております。

また、監査等委員及び法務部を窓口とする内部通報制度を整備し、組織的又は個人的な法令違反や不正行為に関する通報について、適切に対応できる体制を構築しております。

さらに、内部通報制度の実効性を高めるため、外部窓口（顧問弁護士）を設置し、匿名性を確保した運用フローを整備しております。重要又は高度な判断を要するリスクが認識された場合には、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人、社会保険労務士等の外部専門家及び関係当局からの助言を受ける体制を整えております。

3. リスク管理体制について

当社グループの事業活動におけるリスクの認識及び管理に関する基本的事項をリスク管理規程に定め、これに基づき、四半期ごとにリスク管理委員会を開催し、リスク管理体制の継続的な改善及び強化に取り組んでおります。

また、想定されるリスクに適切に対応するため、危機管理に必要な体制の整備を進めております。

4. 取締役の職務執行について

当社は、取締役会規程並びに代表取締役CEO及び業務執行取締役の職務権限に関する基本規程を定め、取締役が法令及び定款に則って職務を執行する体制を整備しております。

また、社外取締役を選任し、取締役会等を通じて社外取締役が積極的に発言する機会を確保することにより、取締役会の監督機能の強化を図っております。

当社の取締役会では、年間計画に基づき、原則として年12回開催しており、取締役会における議論を通じて、グループ各社の経営課題等について役員間で共通認識を形成しております。

さらに、グループ各社における重要事項については、当社取締役会における承認又は報告事項とすることで、グループ全体に対する監督機能の実効性を高めております。

5. 監査等委員会の職務執行について

監査等委員会による監査は、各監査等委員が、監査等委員会において定められた監査方針及び監査計画に基づき実施しております。具体的には、取締役会及び重要な会議への出席、業務執行状況並びに経営状態の調査等を通じて、法令又は定款に違反する事実や、株主の利益を侵害するおそれのある事実の有無について監査を行っております。

また、監査等委員会は、業務執行者に対する個別のヒアリングを実施するとともに、取締役、会計監査人及び内部監査担当者との間で適宜意見交換を行い、相互に連携を図りながら監査の実効性向上に努めております。

Ⅵ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は創業以来、事業成長に向けた内部留保の確保を優先し、前期までは無配としておりましたが、株主の皆様への利益還元の充実および企業価値の向上を図るため、今期より初配当を実施いたします。今後は、積極的な成長投資を優先しつつも、安定的かつ継続的な配当の実施を目指してまいります。内部留保につきましては、中長期的な事業成長のための投資資金および財務基盤の強化に有効に活用してまいります。剰余金の配当につきましては、中間配当および期末配当の年2回の実施を基本方針としておりますが、現段階では事業拡大に伴う機動的な資金活用を考慮し、当面は期末配当のみの実施を予定しております。なお、配当の決定機関は、定款の定めに基づき取締役会としております。

連結財政状態計算書
(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------------|--------|--------------------|--------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 32,758 | 流動負債 | 18,103 |
| 現金及び現金同等物 | 8,607 | 営業債務及び その他の債務 | 10,680 |
| 営業債権及び その他の債権 | 11,516 | 契約負債 | 1,300 |
| 契約資産 | 3,675 | 借入金 | 3,507 |
| 棚卸資産 | 2,297 | リース負債 | 1,482 |
| その他の金融資産 | 300 | 未払法人所得税 | 404 |
| その他の流動資産 | 6,361 | その他の金融負債 | 519 |
| 非流動資産 | 12,385 | 引当金 | 22 |
| 有形固定資産 | 1,025 | その他の流動負債 | 185 |
| 使用権資産 | 4,607 | 非流動負債 | 9,954 |
| のれん | 3,834 | 借入金 | 6,110 |
| 無形資産 | 1,093 | リース負債 | 3,220 |
| その他の金融資産 | 1,272 | 引当金 | 371 |
| 繰延税金資産 | 516 | 繰延税金負債 | 250 |
| その他の非流動資産 | 35 | 負債合計 | 28,057 |
| | | 資本の部 | |
| | | 親会社の所有者に 帰属する持分 | 16,886 |
| | | 資本金 | 744 |
| | | 資本剰余金 | 6,679 |
| | | 利益剰余金 | 8,946 |
| | | 自己株式 | △747 |
| | | その他の資本の 構成要素 | 1,263 |
| | | 非支配持分 | 199 |
| | | 資本合計 | 17,086 |
| 資産合計 | 45,143 | 負債・資本合計 | 45,143 |

連結損益計算書
 (2025年1月1日から
 2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------------|--------|
| 売上収益 | 57,300 |
| 売上原価 | 35,368 |
| 売上総利益 | 21,932 |
| 販売費及び一般管理費 | 20,112 |
| 営業債権及びその他の債権の減損損失（純額） | 79 |
| その他の収益 | 57 |
| その他の費用 | 0 |
| 営業利益 | 20,134 |
| 金融収益 | 1,798 |
| 金融費用 | 65 |
| 税引前利益 | 454 |
| 法人所得税費用 | 1,409 |
| 当期利益 | 406 |
| 当期利益の帰属 | 1,002 |
| 親会社の所有者 | 927 |
| 非支配持分 | 75 |
| 当期利益 | 1,002 |

連結持分変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | |
|------------------|----------------|--------|-------|------|-------------|--------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | その他の資本の構成要素 | |
| | | | | | 新株予約権 | 在外営業活動体の換算差額 |
| 当 期 首 残 高 | 678 | 11,696 | 2,983 | - | 85 | 1,087 |
| 当 期 利 益 | - | - | 927 | - | - | - |
| その他の包括利益 | - | - | - | - | - | 12 |
| 当 期 包 括 利 益 | - | - | 927 | - | - | 12 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | △747 | - | - |
| 新株予約権の行使 | 65 | 19 | - | - | △11 | - |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替 | - | △5,035 | 5,035 | - | - | - |
| 株 式 報 酬 費 用 | - | - | - | - | 49 | - |
| そ の 他 | - | - | - | - | - | - |
| 所有者との取引額等合計 | 65 | △5,016 | 5,035 | △747 | 37 | - |
| 当 期 末 残 高 | 744 | 6,679 | 8,946 | △747 | 122 | 1,099 |

(単位：百万円)

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | 非支配持分 | 資本合計 |
|------------------|----------------|-------|------------------|-------|--------|
| | その他の資本の構成要素 | | 親会社の所有者に帰属する持分合計 | | |
| | その他 | 合計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 59 | 1,231 | 16,590 | 124 | 16,715 |
| 当 期 利 益 | - | - | 927 | 75 | 1,002 |
| その他の包括利益 | △18 | △5 | △5 | - | △5 |
| 当 期 包 括 利 益 | △18 | △5 | 921 | 75 | 996 |
| 自己株式の取得 | - | - | △747 | - | △747 |
| 新株予約権の行使 | - | △11 | 72 | - | 72 |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替 | - | - | - | - | - |
| 株 式 報 酬 費 用 | - | 49 | 49 | - | 49 |
| そ の 他 | - | - | - | △0 | △0 |
| 所有者との取引額等合計 | - | 37 | △625 | △0 | △626 |
| 当 期 末 残 高 | 40 | 1,263 | 16,886 | 199 | 17,086 |

連結注記表

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、指定国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 37社

主要な連結子会社の名称

AnyMind Group Pte. Ltd.、AnyMind (Thailand) Limited、AnyMind Japan株式会社、株式会社フォーエム、GROVE株式会社及びPT Digital Distribusi Indonesia

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結の範囲の変更に会計方針に関する事項

AnyReach株式会社及びその他2社については株式の取得により連結子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Maiden Marketing (India) Pvt. Ltd. 及び Media Marketing Maiden FZ-LLC の決算日は3月末日であります。また、NADESHIKO Beauty株式会社の決算日は4月末日、AnyReach株式会社の決算日は9月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日における仮決算に基づく財務諸表で連結しております。

(6) 会計方針に関する事項

① 企業結合

IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得法を用いて会計処理しております。

企業結合において移転した対価は公正価値で測定しております。当該公正価値は当社グループが移転した資産、当社グループに発生した被取得企業の旧所有者に対する負債及び当社グループが発行した資本性金融商品の企業結合日における公正価値の合計額として計算しております。

取得関連コストは、企業結合を行うために取得企業において発生した費用であり、仲介者手数料、助言、法律、会計、評価など専門家に支払う費用又はコンサルティング費用、内部の買収部門の維持コストなどの一般管理費、負債性証券及び資本性証券の発行登録費用を含みます。取得関連コストは、負債性証券又は資本性証券の発行費用を除き、サービスの提供を受け、これらの費用が発生した期間において費用処理しております。

企業結合が発生した期末日までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合、未完了の項目については暫定的な金額で報告しております。それらが判明していた場合には取得日に認識された金額に影響を与えたと考えられる、取得日に存在していた事実や状況に関して得た新しい情報を反映するために、暫定的な金額を測定期間（最長で1年間）の間に遡及的に修正するか、又は追加の資産又は負債を認識しております。

取得日において識別可能な資産及び負債は、以下を除き、取得日における公正価値で測定しております。

- ・ IAS第12号「法人所得税」に従って測定される繰延税金資産又は繰延税金負債
- ・ IAS第19号「従業員給付」に従って測定される従業員給付契約に関連する資産又は負債
- ・ IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定される被取得企業の株式報酬契約に関する負債

移転した企業結合の対価、被取得企業の非支配持分の金額及び以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値との合計額が、識別可能な資産及び負債の公正価値の純額を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。当社グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、又は認識した識別可能な純資産に対する非支配持分の比例割合で測定するかについて、個々の企業結合取引毎に選択しております。

支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しております。非支配持分の修正額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額を、資本剰余金に直接認識しており、当該取引からのれんは認識しておりません。

共通支配下における企業結合取引、すなわち、全ての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的

ではない企業結合取引については、帳簿価額に基づき会計処理しております。結合による対価が被結合企業の資産及び負債の帳簿価額と異なる場合は、資本剰余金で調整しております。

② 外貨換算

(i) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

(ii) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

これら取引の決済から生じる為替差額並びに外貨建貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替差額は、純損益で認識しております。

(iii) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レート、収益及び費用については、その期間の平均為替レートを用いて日本円に換算しております。但し、当該平均為替レートが取引日における為替レートの累積的影響の合理的な概算値といえない場合には、取引日の為替レートで換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。在外営業活動体の持分全体の処分及び支配又は重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、当該換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えております。

③ 金融商品

(i) 金融資産

金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者となった日に当初認識しております。また、通常方法により購入した金融資産については、取引日基準を適用しております。その他の金融資産は、契約条項の当事者となった日(取引日基準)に当初認識しております。当初認識時において、金融資

産は償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、直接関連する取引コストを加算した金額で当初測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産として分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産について、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

以下の要件をともに満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する (FVTOCI) 負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の双方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値で測定し、その変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する (FVTOCI) 資本性金融資産に分類しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公

正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識していません。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

(d) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産の減損の認識にあたって、期末日毎に対象となる金融資産又は金融資産グループに当初認識時点からの信用リスクが著しく増大したかどうかに基づき評価しております。当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方、当初認識時点から信用リスクの著しい増大があった場合には、残存期間にわたる予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。信用リスクが著しく増大しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判断しております。

当社グループの通常の取引より生じる営業債権及びその他の債権、契約資産については、残存期間にわたる予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額を現在価値として測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

(e) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び経済価値を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(ii) 金融負債

金融負債は、取引日に当初認識し、当該金融負債の当初認識時点において、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。全ての金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値から直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

当初認識後、報告日において、公正価値で測定し、公正価値の変動は純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

(iii) 金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④ 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、将来の解体、除去及び設置場所の原状回復費用を含めております。減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を控除して算出しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

| | |
|---------|--------|
| ・建物附属設備 | 2年～10年 |
| ・器具備品 | 2年～5年 |
| ・その他 | 2年～10年 |

なお、減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日毎に見直しを行い、従前の見積りと異なる場合には、これを変更しております。なお、当該変更は、会計上の見積りの変更として会計処理しております。

⑤ のれん及び無形資産

(i) のれん

当初認識時におけるのれんの測定方法は、「①企業結合」に記載しております。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。のれんの償却は行わず、連結会計年度末日及び減損の兆候を識別した時に、減損テストを実施しております。減損損失の測定方法は「⑦非金融資産の減損」に記載しております。

(ii) 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、取得日の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法により償却しております。耐用年数を確定できない無形資産は償却を行わず、耐用年数が明らかになるまで連結会計年度末日に減損テストを行っております。減損損失の測定方法は「⑦非金融資産の減損」に記載しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

| | |
|---------|--------|
| ・ソフトウェア | 5年 |
| ・顧客関連資産 | 5年～10年 |
| ・その他 | 5年～10年 |

なお、減価償却方法及び見積耐用年数は、連結会計年度末日毎に見直しを行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(iii) 研究開発費

研究関連支出は、発生時に費用認識しております。開発関連支出は、IAS第38号「無形資産」における資産計上の要件を満たす開発費用を除き、その支出額は全て発生した期の費用として認識しております。なお、研究関連支出と開発関連支出が明確に区分できない場合には、研究関連支出として発生時に費用認識しております。

⑥ リース

借手としてのリース

当社グループは、主として、不動産にかかるリースをしております。当社グループの不動産リースの一部の契約には延長オプション及び解約オプションが含まれております。延長オプション又は解約オプション後の期間は、リース期間が延長される又は解約されないことが合理的に確実な場合に限り、リース期間に含めております。

契約の開始時に、契約がリースであるか又は契約にリースが含まれているかについて、契約の実質に基づき判断しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該取引はリースとしております。

リースは、リース資産が当社グループによって利用可能となる時点で、使用权資産及び対応する負債として認識されます。各リース料の支払は、負債の返済分と財務費用に配分されます。財務費用は、各期間において負債残高に対して一定の期間利率となるように、リース期間にわたり損益として費用処理しております。使用权資産は、資産の耐用年数及びリース期間のいずれか短い方の期間にわたり定額法で減価償却をしております。

リースから生じる資産及び負債は、現在価値で当初測定しております。リース負債は、以下のリース料の正味現在価値を含みます。

- ・ 固定リース料から受け取ったリース・インセンティブを控除した金額
- ・ 変動リース料のうち、指数又はレートに応じて決まる金額
- ・ 残価保証に基づいて借手が支払うと見込まれる金額
- ・ 購入オプションを借手が行使することが合理的に確実である場合の当該オプションの行使価格
- ・ リースの解約に対するペナルティの支払額（リース期間が借手によるリース解約オプションの行使を反映している場合）

リース料は、リースの計算利率（当該利率が容易に算定できる場合）又は当社グループの追加借入利率を用いて割り引いております。

使用権資産は、以下で構成される取得原価で測定しております。

- ・リース負債の当初測定金額
- ・開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除した金額
- ・当初直接コスト
- ・原状回復費用

短期リース及び少額資産のリースに関連するリース料は、定額法に基づき、費用として認識されます。短期リースとは、リース期間が12ヶ月以内のリースです。少額資産は、例えば、少額の事務所備品などの資産で構成されます。

リース負債の金額や期間等の見直しは、契約内容の変更時に都度見直しを行っております。

リース負債が再測定された場合には、リース負債の再測定金額を使用権資産の修正として認識しております。

⑦ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、連結会計年度末日毎に減損の兆候の有無を判断し、減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を連結会計年度末日及び減損の兆候を識別した時に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち、いずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスク等を反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位又は資金生成単位グループへの配分については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、事業セグメントの範囲内となっております。全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、当該資産は回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。資金生成単位又は資金生

成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位又はグループに配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループ内におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて減額するように配分しております。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っておりません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、連結会計年度末日毎に損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、回収可能価額を見直し、減損損失を戻入れます。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れます。

⑧ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、貨幣の時間価値の影響が重要な場合、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割引いております。時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しております。

資産除去債務については、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して資産除去債務を計上しております。

⑨ 収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、主として、マーケティングプラットフォーム、パートナーグロスプラットフォーム及びD2C/ECプラットフォームの提供を行っております。

(a) マーケティングプラットフォーム

当社グループのマーケティングプラットフォームでは、インフルエンサーマーケティングの推進・管理を行うプラットフォームである「AnyTag」、デジタルマーケティング支援プラットフォームである「AnyDigital」を中心に顧客である広告主に対してサービス提供を行っております。

インフルエンサーマーケティングにおいて、当社グループは、広告主に対し、「AnyTag」の提供を通じて、マーケティング対象の商品・サービスやターゲットとするユーザーに適したインフルエンサーの調査・特定、市場調査、インフルエンサーとの交渉・マーケティング準備、マーケティングを実施する際のリアルタイムでのモニタリング・効果検証といった、広告主のマーケティング活動の包括的な支援をしております。

デジタルマーケティングにおいて、当社グループは、広告主に対し、「AnyDigital」の提供を通じて、当社グループが各国で直接連携するインターネットメディアでの広告媒体と親和性の高い様々な広告フォーマットでの出稿、また、当社グループが連携するゲーム事業者及びパブリッシャーの運営するゲームアプリ上での広告配信を通じて、各メディア及びアプリのユーザーに対して、効果的なターゲティングを行うことによる広告効果の最適化といった、広告主のマーケティング活動の包括的な支援を行っております。

インフルエンサーマーケティング、及びデジタルマーケティングにおける当社グループの履行義務は、顧客である広告主に対し、あらかじめ合意した期間にわたってマーケティング活動の包括的な支援サービスを提供することです。従って、当社グループがサービスを提供するにつれて、広告主はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、売上収益を主としてサービスの提供期間にわたって認識しております。

(b) パートナーグロースプラットフォーム

パートナーグロースは、パブリッシャーグロースとクリエイターグロースで構成されております。

当社グループは、インターネットメディアやモバイルアプリを運営するメディア事業者などのパブリッシャーやクリエイターを中心とする当社パートナーに対して、データ分析、収益化支援、ユーザーエンゲージメント向上支援を行っており、また、アドネットワーク会社や動画配信サイト運営者に対して、広告掲載枠や動画コンテンツの提供等を行っております。

具体的にはパブリッシャー向けにはパブリッシャーグロースプラットフォーム「AnyManager」、クリエイター向けにはクリエイターグロースプラットフォーム「AnyCreator」を提供しております。

i) パブリッシャーグロース

当社グループのパブリッシャーグロースプラットフォーム「AnyManager」は、メディア事業者が運営するオンライン媒体について、収益一元管理・分析機能の提供、広告在庫枠の管理・運用、メディアパフォーマンスの最適化のための各種ソリューション提供といった包括的なサービスを提供しております。メディア事業者が運営するオンライン媒体上に、アドネットワーク会社が販売する広告を掲載することにより、アドネットワーク会社から広告収益を収受する仕組みになっており、メディア事業者のオンライン媒体上での広告の掲載は、a. 当社グループが所有するアドネットワークのアカウント、若しくはb. メディア事業者が所有するアドネットワークのアカウントを通じて行っております。

a. 当社グループが所有するアドネットワークのアカウントを通じた広告掲載に関しては、当社とメディア事業者及びアドネットワーク会社との間でそれぞれ合意した契約条件等において、当社が、アドネットワーク会社に対して、メディア事業者が運営するオンライン媒体上の広告掲載枠の管理を含む広告掲載枠の提供に対する主たる責任を有しております。また、広告掲載枠の販売価格の設定等につき、当社が一定の裁量権を有しております。当社グループの顧客はアドネットワーク会社であり、当該顧客に対する当社グループの履行義務は、当社グループとアドネットワーク会社との間で合意された各契約条件等に基づき、あらかじめ合意した期間にわたって、メディア事業者のオンライン媒体上の広告掲載枠をアドネットワーク会社に提供することであり、本人として取引を行っていると判断しております。当社グループが、顧客に対しあらかじめ合意した期間にわたって提供するメディア事業者のオンライン媒体上の広告掲載枠を、顧客が利用するにつれて便益を受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、顧客から収受する広告収益を広告掲載枠の提供期間にわたって売上収益として認識しております。

b. メディア事業者が所有するアドネットワークのアカウントを通じた広告掲載に関しては、当社は、メディア事業者との間で合意された各契約条件等に基づき、メディア事業者に対し、メディアパフォーマンスの最適化のための各種ソリューション提供といった包括的なコンサルティングサービスを提供しております。従って、当社グループの顧客はメディア事業者であり、当該顧客に対する当社グループの履行義務は、あらかじめ合意した期間にわたってマーケティング活動の包括的な支援に関するサービスを提供することであり、従って、当社グループがサービ

スを提供するにつれて、メディア事業者はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、メディア事業者から收受する対価をサービスの提供期間にわたって売上収益として認識しております。

ii) クリエイターグロース

当社グループのクリエイターグロースプラットフォーム「AnyCreator」は、主にYouTubeやTikTok等の動画配信サイトにおいて、動画コンテンツの配信を含む、コンテンツを配信するクリエイターの活動やアカウント（YouTubeチャンネル等）のマネジメントを行っております。

動画配信サイトのチャンネル上、動画配信サイト運営者が販売する広告を掲載することにより、動画配信サイト運営者から広告収益を收受する仕組みになっており、動画配信サイトのチャンネルは、a.当社グループが所有権を有するチャンネル、及びb.クリエイターが所有権を有するチャンネルから構成されます。

a. 当社グループが所有権を有するチャンネルについては、当社と動画配信サイト運営者及びクリエイターとの間で合意された各契約条件等において、当社グループが当該チャンネルで配信される動画コンテンツの所有権を有し、動画配信サイト運営者に対して、当社グループが、動画チャンネルの適切な運営管理を含む、適切な動画コンテンツを提供する主たる責任を有しております。当社グループの顧客は動画配信サイト運営者であり、当該顧客に対する当社グループの履行義務は、当社グループと動画配信サイト運営者との間で合意された各契約条件等に基づき、動画配信サイト運営者に対して、動画チャンネル上で動画コンテンツを提供することであり、本人として取引を行っていると判断しております。当社グループが、顧客に対し動画チャンネル上で動画コンテンツを提供するにつれて、顧客は便益を同時に受け取って消費することから、動画コンテンツの提供期間にわたり充足される履行義務であると判断し、顧客から收受する広告収益を動画コンテンツの提供期間にわたって売上収益として認識しております。

b. クリエイターが所有権を有するチャンネルについては、当社グループと動画配信サイト運営者及びクリエイターとの間で合意された各契約条件等において、当該チャンネルで配信される動画コンテンツの所有権は、クリエイターが有しており、当社グループは、クリエイターの代理人として、動画チャンネル及び動画コンテンツの管理業務を行っております。当社グループの履行義務は、クリエイターの代理人として、当該管理業務を通じて、動画配信サイト運営者に対して、クリエイターが所有権を有する動画チャンネル上で動画コンテンツを提供することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。当社グループが、クリエイターの代理人として、顧客である動画配信サイト運営者に対し動画チャンネル上で動画コンテンツを提供するにつれて、顧客は便益を同時に受け取って消費することから、動画コンテンツの提供期間にわたり充足される履行義務であると判断し、当社グループがクリエイターの代理人として動画配信サイト運営者から収受する広告収益につき、クリエイターとの間で合意した当社に帰属する収益分配率を乗じた純額を、売上収益として認識しております。

上記の動画配信サイト運営者から広告収益を収受する取引の他に、広告主からの依頼に基づき、広告主の商品やサービスに関する動画を動画配信サイトのチャンネルで配信するといったタイアップ広告案件に関するサービスを行っております。

タイアップ広告案件に関するサービスには、広告主に対しマーケティング対象の商品・サービスやターゲットとするユーザーに適した当社グループのクリエイターの選定、交渉・マーケティング準備、マーケティングを実施する際のリアルタイムでのモニタリング・効果検証といった、広告主のマーケティング活動の包括的な支援が含まれます。タイアップ広告案件における当社グループの履行義務は、顧客である広告主に対し、あらかじめ合意した期間にわたってマーケティング活動の包括的な支援サービスを提供することです。従って、当社グループがサービスを提供するにつれて、広告主はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、売上収益を主としてサービスの提供期間にわたって認識しております。

(c) D2C/ECプラットフォーム

当社グループは、EC及びD2C領域を中心にブランドの設計・企画から、製造支援、ECサイトの構築・運用、マーケティング、在庫管理物流支援に至るまでバリューチェーンの各段階でサービスを提供しております。「AnyX (EC

マネジメントプラットフォーム)」、「AnyLogi (物流在庫管理支援)」及び「AnyChat (会話型コマースプラットフォーム)」等のサービスを提供しており、これらを総称してD2C/ECプラットフォームとしております。

D2C/ECプラットフォームを通じた、包括的な支援サービスの提供における顧客はクリエイターあるいは法人クライアントであります。当社グループの履行義務は、当該顧客に対し、あらかじめ合意した期間にわたって当該サービスを提供することであり、当社グループがサービスを提供するにつれて、顧客はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、売上収益を主としてサービスの提供期間にわたって認識しております。

また、当社グループが所有権を有する商品の販売に関しては、顧客は主に個人消費者であります。当該商品の販売について、商品の支配が顧客に移転した一時点において、当社の履行義務が充足したと判断し、売上収益を認識しております。

(d) その他

主に、日本の優れた“おもてなし心”あふれる商品・サービスを発掘・表彰する子会社のENGAWA株式会社が主催する「おもてなしセレクション」であります。当社グループの履行義務は、顧客に対し、あらかじめ合意した一定期間にわたってサービスを提供することであり、当社グループがサービスを提供するにつれて、顧客はサービスの便益を同時に受け取って消費することから、当社グループの履行義務は、サービスの提供期間に渡り充足されるものであると判断し、売上収益をサービスの提供期間にわたって認識しております。また、当社グループは、顧客に対する当該サービス提供に関して、本人として取引を行っております。

(e) 重要な金融要素

請求書が顧客に届いてから1年以内に支払いが行われるため、ファイナンスの要素はないと考えています。

(f) 契約残高

契約資産とは、当社グループが顧客に移転した財・サービスと引き換えに対価を得る権利をいいます。売掛金は、当社グループが対価を得る無条件の権利を有する場合に計上されます。対価を得る権利は、その対価の支払いが必要となる前に、時の経過のみが必要とされる場合には無条件となります。

当社グループが顧客に財又はサービスを移転する前に、顧客が対価を支払うか、又は当社グループが無条件に対価を得る権利を有している場合、当社

グループは支払いが行われた時点、又は債権が計上された時点（いずれか早い時点）で契約負債を表示します。契約負債とは、当社グループが顧客から対価を受領した（又は対価を支払うべきである）財貨又はサービスを顧客に移転する義務のことです。

(7) 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っております。見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した期間と将来の期間において認識されます。

上記の仮定は経営者の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積り及び仮定は以下のとおりです。

① のれんの評価

(i) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | 当連結会計年度 |
|-----|-----------|
| のれん | 3,834 百万円 |

(注) 主にPT. Digital Distribusi Indonesiaに配分したのれん782百万円、Maiden Marketing Pte. Ltd.に配分したのれん508百万円及びAnyReach株式会社に配分したのれん565百万円から構成されております。

(ii) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (6) 会計方針に関する事項 ⑤のれん及び無形資産」に記載した内容と同一です。

なお、資金生成単位あるいは資金生成単位グループに配分した各のれんの減損テストにおける回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、経営者が承認した今後5年以内の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額及び事業計画を超える期間については継続価値を加味し、資金生成単位毎あるいは資金生成単位グループ毎の税引前割引率により現在価値に割引いて算出しています。

使用価値の算定に用いた事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額は、外部情報及び内部情報に基づき、業界の将来の見通しに関する経営者の評価と過去の実績を反映したものであり、売上収益成長率及び売上総利益率などの主要な仮定が含まれます。継続価値の算定にあたって適用した成長率は、各資金生成単位又は資金生成単位グループに属する主たる売上収益計上国の長期の平均成長率を基礎として決定しております。

税引前割引率は、各資金生成単位あるいは資金生成単位グループの類似企業を基に、市場利子率、資金生成単位あるいは資金生成単位グループの基礎とした各連結子会社の規模等を勘案して決定した税引前加重平均資本コストを用いております。

② 繰延税金資産の回収可能性

(i) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | 当連結会計年度 |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 516 百万円 |

(ii) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び税務上の繰越欠損金について、経営者が承認した今後5年以内の事業計画を基礎にそれらを回収できる課税所得が生じると見込まれる時期及び金額に基づき算定しております。

事業計画を基礎とした課税所得の見積額は、外部情報及び内部情報に基づき、業界の将来の見通しに関する経営者の評価と過去の実績を反映したものであり、売上収益成長率及び売上総利益率などの主要な仮定が含まれます。

③ 企業結合により取得した資産及び引き受けた負債の公正価値の見積り

(i) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

「その他の注記（企業結合等関係）（取得による企業結合）」に記載した内容と同一です。

(ii) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（6）会計方針に関する事項 ①企業結合」に記載した内容と同一です。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 △219百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,023百万円

無形資産の減価償却累計額 171百万円

使用権資産の減価償却累計額 3,609百万円

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 61,009,950株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当財産が金銭である場合における当該金額の総額

119百万円（うち基準日が当連結会計年度中のもので

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当額 119百万円）

② 配当財産が金銭以外である場合における当該財産の帳簿価額の総額

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,575,850株

4. 金融商品に関する注記

(1) 資本管理

当社グループは、グローバル規模での持続的成長を続け、企業価値を最大化するために健全な財務体質を構築・維持することを資本管理の基本方針としております。

企業価値の最大化を目指すために、借入金を含めた外部資金の導入も行っており、資本を管理する上で、借入金と現金及び現金同等物、並びに親会社の所有者に帰属する持分のバランスを中心に管理しております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度 (2025年12月31日) |
|-----------|--------------------------|
| 現金及び現金同等物 | 8,607 |
| 有利子負債（注） | 14,321 |
| 資本合計 | 17,086 |

（注）有利子負債は借入金とリース負債の合計であります。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、金融商品による下記のリスクに晒されております。

- 信用リスク
- 流動性リスク
- 市場リスク

当注記において、上記の各リスクについての当社グループのエクスポージャー、当社グループの目的、方針、リスクを測定及び管理するための手続き、並びに当社グループの資本管理に関する情報を記載しております。なお、定量的開示は、当社グループの連結計算書類全体を通して開示しております。

① 信用リスク

信用リスクは、金融商品に係る顧客又は取引先がその契約上の義務を履行できない場合に当社グループに財務損失が発生するリスクであります。信用リスクは、主に当社グループの顧客からの債権及び投資から生じております。

当連結会計年度末における信用リスクによる当社グループに発生し得る財務上の損失の最大値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度 (2025年12月31日) |
|-------------------------------|--------------------------|
| | 帳簿価額 |
| 現金及び現金同等物(注1) | 8,607 |
| 定期預金(注1) | 14 |
| 敷金及び保証金(注1)(注3) | 1,304 |
| 営業債権及びその他の債権(注2) | 11,516 |
| 契約資産(注2) | 3,675 |
| 公正価値で測定する金融資産(金融商品 FVTPL) | 196 |
| 公正価値で測定する金融資産(金融商品 FVTOCI) | 57 |
| 合計 | 25,370 |

(注) 1. 当連結会計年度末において、これらの資産のうち期日超過のものはありません。

2. 当社グループは、多数の取引先に対して債権を有しております。これらの債権について、取引先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスク、すなわち信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規定等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。また取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高の管理を行うことで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。これらの信用管理実務から入手される取引先等の取引状況、財務状況や経済状況を勘案し、予想信用損失の認識や測定を行っております。営業債権及びその他の債権、契約資産に係る予想信用損失の金額は、単純化したアプローチに基づき、債権等を相手先の信用リスク特性に応じて区分し、その区分に応じて算定した過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定しております。いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができず、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。債務不履行に該当した場合、信用減損しているものと判断しております。なお、営業債権及びその他の債権、契約資産は、その多くがGoogle LLCとそのグループ会社に対するものでありますが、その信用力は高く信用リスクへの影響は軽微であります。連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。
3. 主要な金額は、当社グループのオフィスの賃貸借契約に関して支払われた敷金及び保証金であります。

② 流動性リスク

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、事業活動を支える資金調達に際して、金融機関からの借入を利用しております。営業債務と合わせ、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、適切な現金及び預金等の残高を維持するとともに、営業活動によるキャッシュ・フローや金融機関との間の随時利用可能な信用枠の設定、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすること等によりリスク管理を行っております。

③ 市場リスク

(a) 為替リスクの管理

当社グループは、国際的に事業を展開しているため、様々な通貨で取引を行っており、外貨建ての営業活動に関連する為替の変動リスクに晒されております。当該外国為替相場の変動リスクを低減するために、為替相場の継続的なモニタリング等により管理を行っております。

(b) 金利リスク

当社グループは、金融機関から借入を行っており、当該金利での借入に係る利息金額は、市場金利の変動に影響を受けるため、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、金利相場の継続的なモニタリング等によりリスク管理を行っております。

(c) 市場価格リスク

当社グループは、主に資本性金融商品及び負債性金融商品から生じる市場価格の変動リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況や公正価値を把握し、保有状況を定期的に見直すこと等によりリスク管理を行っております。

(3) 金融商品の分類

当社グループの金融資産及び金融負債の分類毎の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度 (2025年12月31日) | |
|---------------|--------------------------|------|
| | 帳簿価額 | 公正価値 |
| 金融資産 | | |
| 償却原価で測定する金融資産 | | |
| 営業債権及びその他の債権 | 11,516 | |
| その他の金融資産(流動) | | |
| 敷金及び保証金 | 89 | |
| 定期預金 | 14 | |
| その他の金融資産(非流動) | | |
| 定期預金 | - | |
| 敷金及び保証金 | 1,214 | |
| 合計 | 12,834 | |
| 公正価値で測定する金融資産 | | |
| その他の金融資産(流動) | | |
| 金融商品 (FVTPL) | 196 | 196 |
| 合計 | 196 | |
| その他の金融資産(非流動) | | |
| 金融商品 (FVTOCI) | 57 | 57 |
| 合計 | 57 | |

(単位：百万円)

| 当連結会計年度 (2025年12月31日) | | |
|--------------------------|---------------|------|
| | 帳簿価額 | 公正価値 |
| 金融負債 | | |
| 償却原価で測定する金融負債 | | |
| 営業債務及びその他の債務 | 10,680 | |
| 借入金(流動) | 3,507 | |
| その他の金融負債 (流動) | 302 | |
| 借入金(非流動) | 6,110 | |
| | <u>20,602</u> | |
| 合計 | | |
| 公正価値で測定する金融負債 | | |
| その他の金融負債 (流動) | 215 | 215 |
| 合計 | <u>215</u> | |

(注) IFRS第16号「リース」が適用されるリース負債は含んでおりません。

(4) 金融商品の公正価値

① 公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間期首時点で発生したのものとして認識しております。

また、非経常的に公正価値で測定している金融資産及び金融負債はありません。

② 公正価値ヒエラルキー別の公正価値測定

当連結会計年度末における、連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定する資産及び負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 当連結会計年度 (2025年12月31日) | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|--------------------------|------|------|------|-----|
| 金融資産 | | | | |
| 金融商品 (FVTPL) | - | 196 | - | 196 |
| 金融商品 (FVTOCI) | - | - | 57 | 57 |
| 合計 | - | 196 | 57 | 254 |
| 金融負債 | | | | |
| その他の金融負債 | - | - | 215 | 215 |
| 合計 | - | - | 215 | 215 |

③ 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

(a) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他債務

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(b) その他の金融資産、その他の金融負債

債券等で活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、割引将来キャッシュ・フロー等の適切な評価技法又は取引先金融機関から提示された価格を参照して算定しております。公正価値で測定する金融資産又は金融負債であるデリバティブは該当ありません。変動金利による借入金については、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を公正価値としております。企業結合による条件付対価は、適切な評価技法を用いて将来の支払額について、その発生確率を加味した現在価値により公正価値を算定しております。

上記以外のその他の金融資産、その他の金融負債については、短期間で決済されるもの等、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(c) 評価プロセス

レベル3に分類した金融商品について、当社の担当者は、外部の評価専門家の助言を得ながら公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて公正価値を測定しています。その評価に当たっては、類似企業の株式指標や当該金融商品のリスクに応じた割引率などのインプット情報を考慮しております。実施した金融商品の公正価値の測定結果は、外部専門家の評価結果を含めて部門管理者によりレビューされ、最高財務責任者が承認しています。

レベル3に分類した金融商品の評価技法及び重要な観察可能でないインプットは以下のとおりです。

| | 評価技法 | 観察可能でない | 観察可能でないインプットの範囲 |
|----------|-------------------|-----------|-----------------|
| | | インプット | 2025年12月31日 |
| その他の金融負債 | ディスカウントキャッシュ・フロー法 | 割引率 (注) 1 | 7.97% |

(注) 1. その他の金融負債の公正価値は、割引率が上昇(低下)した場合は減少(増加)します。

(d) レベル3に分類された金融商品の調整表

(単位：百万円)

| 当連結会計年度 | |
|---------|--------------------------------|
| 金融負債 | (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
| | 純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債 |
| 期首残高 | 230 |
| 取得による増加 | - |
| 支払による減少 | - |
| 評価替 | △14 |
| その他 | △0 |
| 期末残高 | 215 |

(e) 感応度分析

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

5. 収益認識に関する注記

(1)収益の分解

主要なサービスに関する情報

主要なプラットフォームごとの外部顧客への売上収益は、以下のとおりです。一時点で認識される売上収益は、主としてD2C/ECプラットフォームにおける商品販売から構成されます。

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|-------------------|---|
| マーケティングプラットフォーム | 24,831 |
| パートナーグロースプラットフォーム | 15,674 |
| D2C/ECプラットフォーム | 16,601 |
| その他 | 193 |
| 合計 | 57,300 |

(2) 収益の金額を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「(6) 会計方針に関する事項 ⑨収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3)当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度期末 |
|---------------|-----------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | | |
| 営業債権及びその他の債権 | 10,265 | 11,516 |
| 契約資産 | 3,018 | 3,675 |
| 契約負債（流動） | 741 | 1,300 |

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書の「営業債権及びその他の債権」に含まれております。

2. 履行義務は概ね1年以内に充足されます。そのため、当社グループはIFRS第15号で認められている実務上の便法を適用し、これらの未充足の履行義務に配分した取引価格を開示しておりません。

3. 当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は741百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

4. 契約負債は、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

6. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者持分 | 282円58銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 15円45銭 |
| (3) 希薄化後1株当たり当期利益 | 14円86銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年12月18日開催の取締役会において、以下のとおり当社の連結子会社であるAnyMind Japan株式会社を通じて、株式会社サン・スマイル（以下「サン・スマイル社」という。）の発行するすべての株式を取得、子会社化することについて決議し、締結された契約に基づき2026年1月1日にすべての株式を取得しております。

1.企業結合の概要

①被取得企業の概要（取得日現在の状況）

| | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 名称 | 株式会社サン・スマイル |
| (2) 事業の概要 | 化粧品及び美容雑貨領域におけるブランド流通、自社ブランドの企画・販売 |
| (3) 資本金 | 183百万円 |

②企業結合を行う主な理由

当社は2016年にシンガポールで創業し、アジア15カ国・地域でブランド企業に対し、EC・マーケティング・流通を一体で支援するBPaaS（Business Process as a Service）モデルを展開してきました。日本市場を含むアジア各国において、ソーシャルメディア¹を通じた情報接触や購買行動の変化を背景に、当社はソーシャルメディアマーケティング²及びソーシャルコマース³を軸とした事業展開を進めています。

特に美容・パーソナルケア領域においては、SNSを起点とした情報接触やコンテンツ視聴を通じて購買意欲が高まり、ECでの購買を経て、実店舗での販売へと波及していく消費者行動が定着してきています。2025年夏以降、日本市場で本格展開が進むTikTok Shopなどを中心に、視聴から購入までをオンライン

上で完結できるソーシャルコマースの拡大により、ブランドの認知形成から購買に至るプロセスにおいて、デジタルチャネルの果たす役割は一層高まっています。

今回のサン・スマイル社のグループ加入により、当社はソーシャルメディアマーケティング及び EC支援に加え、オフライン流通までを含めたブランド支援体制を構築します。これにより、両社がそれぞれ有する顧客基盤を相互に活用し、サン・スマイル社の支援ブランドに対してはマーケティング及びEC支援を、当社の既存顧客に対してはオフライン流通を含めた展開支援を提供するなど、相互のクロスセル機会を拡大します。さらに、SNS・ECで創出された需要を実店舗での販売につなぐまでを、一貫して支援できる体制を整えます。

また、オンラインとオフラインを分断せず一体として設計・活用する「OMO (Online Merges with Offline) モデル」^{*4}の観点でも、オンライン (SNS・EC) で蓄積されるデータと、サン・スマイル社が有するオフライン流通に関するデータや知見の統合により、販売チャネルを横断した需要創出とブランド成長の最適化に取り組みます。

当社は、AIネイティブなオペレーション基盤とデータ分析・活用の仕組みを中核に、商品企画からマーケティング、販売、流通までを横断的に進化させ、ソーシャル、EC、オフライン流通が有機的に連動する次世代のブランド支援インフラの構築を進めていきます。

- ^{*1}：ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、動画共有サイトなど、利用者自身が情報を発信・共有し、双方向のコミュニケーションを通じて形成されるメディア
- ^{*2}：ソーシャルメディアを活用し、認知拡大、ブランド構築、顧客との関係強化などを目的として行われるマーケティング活動の総称
- ^{*3}：ソーシャルメディア上での投稿、レビュー、ライブ配信などの交流を通じて、商品の発見から購買までを一体的・シームレスにつなげる販売手法
- ^{*4}：実店舗と EC サイト、アプリ、SNSなど、あらゆるチャネルで取得される顧客データを統合し、オンラインとオフラインを横断した一貫性ある顧客体験を提供する手法

③ 企業結合日

2026年1月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 取得する議決権比率

100%

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 4,087百万円 |
| 取得原価 | | 4,087百万円 |

3. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー費用等（概算額）は12百万円です。

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れられる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

8. その他の注記

(企業結合等関係)

当社グループが当連結会計年度において実施した重要な企業結合等は、以下のとおりであります。

(取得による企業結合：AnyReach株式会社)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の概要

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 被取得企業の名称 | AnyReach株式会社 |
| 被取得企業の事業の内容 | eギフト機能を組み込み・提供できる「AnyGift」の開発・運営 |

② 取得日

2025年3月31日

③ 企業結合の主な理由

AnyReach株式会社は、2021年に日本で創業し、主にeギフトサービス「AnyGift」の開発・提供を行っています。このサービスは、相手の住所を知らなくても、SMSやメールを通じてギフトを贈れる機能を自社ECサイトに簡単に導入できる点が評価され、リリースから3年弱で導入企業は700社を突破しています。

日本のEC市場は、2027年には約2,570億米ドルまで成長し、2024年（2,068億米ドル）比で24%ほど増加する見込みです^{*1}。これに伴い、eギフト市場の需要拡大も見込まれています。当社が支援するファッション、コスメ、食品といった業界のブランドと親和性が高く、日本国内にとどまらず海外市場も視野に入れたクロスセル展開を通じ、市場シェアの拡大を図ります。

^{*1} : eMarketer 「Worldwide Ecommerce Forecast Update, eMarker」
(2024年7か月)

④ 被取得企業の支配獲得の方法及び取得した議決権資本持分の割合

現金を対価とする持分の取得により、当社がAnyReach株式会社の議決権の100.00%を取得しました。これにより当社のAnyReach株式会社に対する議決権

割合は100.00%となり、同社を連結子会社化しております。

⑤ 取得関連費用

持分取得に係る業務委託費用等7百万円を連結損益計算書の「販管費及び一般管理費」に計上しております。

(2) 取得の対価及びその内訳

(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|-----------|-----|
| 現金及び現金同等物 | 480 |
| 合計 | 480 |

(3) 支配獲得日における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん

(単位：百万円)

| | 金額 |
|--------------------|-----|
| 流動資産 | |
| 現金及び現金同等物 | 158 |
| 営業債権及びその他の債権 (注) 1 | 47 |
| 非流動資産 | |
| 有形固定資産 | 0 |
| 無形資産 (注) 2 | 242 |
| 取得資産 | 448 |
| 流動負債 | |
| 営業債務及びその他の債務 | 190 |
| 借入金 | 226 |
| 非流動負債 | |
| 借入金 | 35 |
| 繰延税金負債 | 80 |
| 引受負債 | 533 |
| 取得資産及び引受負債 (純額) | △85 |
| のれん (注) 3 | 565 |
| 取得対価合計額 | 480 |

(注) 1. 取得した債権

取得した営業債権及びその他の債権の公正価値47百万円について、契約上の営業債権総額は51百万円であり、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローは4百万円です。

2. 無形資産の内訳
主に顧客関連資産、ソフトウェア及びライセンスであります。
3. のれん
のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。また、のれんは、全額税務上損金算入不能なものです。

(取得による企業結合：Vibula Group Joint Stock Company)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の概要

| | |
|-------------|---|
| 被取得企業の名称 | Vibula Group Joint Stock Company ・ ソーシャルコマース、ライブコマース |
| 被取得企業の事業の内容 | ・ Eコマースストア管理 ・ 広告キャンペーンの企画・実施・分析・最適化 |

② 取得日

2025年8月29日

③ 企業結合の主な理由

Vibula Group Joint Stock Company (以下「Vibula社」という。)は、2021年にベトナム・ホーチミン市で創業した、ソーシャルコマース支援に強みを持つ企業です。健康・美容、食品、日用品、ファッションなど幅広い業界に対し、ECストアの運用、キャンペーンやインフルエンサーマーケティング、ライブコマースといったブランド企業の支援を行っています。

ベトナムのEC市場は、2024年の220億米ドルから2030年には630億米ドルに拡大する見込みです。また、動画コマースにおけるインフルエンサーの成長率は2022～2024年で11%増加しており、東南アジア平均(9%)を上回る伸びを見せています。2024年における東南アジア全体のEC市場における動画コマースの構成比も20%に達しており、2022年の5%以下から急速に拡大しており、今後同分野はさらなる拡大が見込まれます¹⁾。

当社ではこれまでに、インドネシアのPT Digital Distribusi Indonesia (DDI社)や、マレーシアのArche Digital社といったEC支援に特化した企業のM&Aを実施し、現地でのオペレーションと当社のテクノロジーを組み合わせたBPaaSモデルでの支援を進めてきました。今回のVibula社との連携により、ライブコマース

スを中心としたソーシャルコマース領域におけるオペレーションノウハウをさらに強化するとともに、AIライバーにより24時間365日のライブ配信が可能になる「AnyLive」の活用を拡大し、ソーシャルコマース支援のグローバル展開を加速させていきます。

¹⁾：出所「e-Conomy SEA 2024」（Google, Temasek, Bain & Company）

④ 被取得企業の支配獲得の方法及び取得した議決権資本持分の割合

現金を対価とする持分の取得により、当社がVibula社の議決権の80.00%を取得しました。これにより当社のVibula社に対する議決権割合は80.00%となり、同社を連結子会社化しております。また、20.00%の持分に関しては、非支配株主に対して売建プット・オプションを付与しており、企業結合日において、売建プット・オプションの償還金額の現在価値を金融負債として認識するとともに、売建プット・オプションの対象である非支配持分の認識を中止しております。

⑤ 取得関連費用

持分取得に係る業務委託費用等7百万円を連結損益計算書の「販管費及び一般管理費」に計上しております。

(2) 取得の対価及びその内訳

(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|-------------------|-----|
| 現金及び現金同等物 (注) 1 | 423 |
| 売建プット・オプション (注) 2 | 140 |
| 合計 | 563 |

- (注) 1. 上記の金額の内、126百万円は契約に基づき翌期以降に支払うこととなっているため、その他金融負債として計上しております。
 2. 売建プット・オプションは現時点で確定しておりません。

(3) 支配獲得日における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん

(単位：百万円)

| | 金額 |
|----------------|-----|
| 流動資産 | |
| 現金及び現金同等物 | 12 |
| 営業債権及びその他の債権 | 184 |
| その他の流動資産 | 2 |
| 非流動資産 | |
| 有形固定資産 | 0 |
| 使用権資産 | 19 |
| 無形資産（注） 1 | 156 |
| 取得資産 | 375 |
| 流動負債 | |
| 営業債務及びその他の債務 | 71 |
| 未払法人所得税 | 21 |
| 借入金 | 5 |
| その他の金融負債 | 17 |
| その他の流動負債 | 15 |
| リース負債 | 20 |
| 非流動負債 | |
| 繰延税金負債 | 31 |
| 引受負債 | 182 |
| 取得資産及び引受負債（純額） | 193 |
| のれん（注） 3 | 369 |
| 取得対価合計額 | 563 |

(注) 1. 無形資産の内訳

主に顧客関連資産であります。

2. のれん

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。また、のれんは、全額税務上損金算入不能なものです。

(取得による企業結合：NADESHIKO Beauty株式会社)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の概要

| | |
|-------------|--|
| 被取得企業の名称 | NADESHIKO Beauty株式会社 |
| 被取得企業の事業の内容 | バーチャルインフルエンサーのノウハウを活用した縦型ショート動画マーケティング事業 |

② 取得日

2025年10月15日

③ 企業結合の主な理由

NADESHIKO Beauty株式会社は、バーチャルインフルエンサーや縦型ショート動画を駆使したSNSマーケティングにおいて国内トップクラスの実績を誇り、美容領域に特化した強みを持ちます。代表的なTikTokアカウント「モテコスメちゃん美容 (@mote_cosme)」は 18.9 万人超 (2025 年 8 月現在) のフォロワーを有し、高いエンゲージメントを獲得しています。

株式取得を通じて、当社は以下のような取り組みを推進し、SNS を起点とした購買導線の最適化と、ブランドおよびクリエイター支援体制の一層の高度化を図ります。

- ・ SNS×EC を一気通貫で支援する体制の強化 (SNS マーケティング、販売、広告運用、CRM、在庫管理、物流までの最適化)
- ・ 当社完全子会社である GROVE 株式会社が開発するレーベル「seju」「MUNI」などのノウハウを生かした、美容領域に特化したバーチャルインフルエンサー支援の強化
- ・ 当社拠点やネットワークを活用した日本発のSNSアカウント・コンテンツの海外展開加速

④ 被取得企業の支配獲得の方法及び取得した議決権資本持分の割合

現金を対価とする持分の取得により、当社がNADESHIKO Beauty株式会社の議決権の100.00%を取得し、同社を連結子会社化しております。

⑤ 取得関連費用

持分取得に係る業務委託費用等6百万円を連結損益計算書の「販管費及び一般管理費」に計上しております。

(2) 取得の対価及びその内訳

(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|-----------|-----|
| 現金及び現金同等物 | 420 |
| 合計 | 420 |

(3) 支配獲得日における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん

(単位：百万円)

| | 金額 |
|----------------|-----|
| 流動資産 | |
| 現金及び現金同等物 | 72 |
| 営業債権及びその他の債権 | 17 |
| その他の流動資産 | 2 |
| 非流動資産 | |
| 無形資産（注）1 | 4 |
| 取得資産 | 97 |
| 流動負債 | |
| 営業債務及びその他の債務 | 15 |
| 未払法人所得税 | 12 |
| その他の流動負債 | 5 |
| 引受負債 | 33 |
| 取得資産及び引受負債（純額） | 63 |
| のれん（注）3 | 356 |
| 取得対価合計額 | 420 |

（注）1. 無形資産の内訳
主にソフトウェアであります。

2. のれん

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。また、のれんは、全額税務上損金算入不能なものです。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|--------|---------------|-------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 2,162 | 流動負債 | 2,346 |
| 現金及び預金 | 1,826 | 未払金 | 19 |
| 関係会社未収入金 | 292 | 関係会社未払金 | 82 |
| その他 | 44 | 短期借入金 | 540 |
| | | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,703 |
| | | その他 | 0 |
| | | 固定負債 | 2,617 |
| | | 長期借入金 | 2,617 |
| | | 負債合計 | 4,964 |
| | | 純資産の部 | |
| 固定資産 | 5,456 | 株主資本 | 3,295 |
| 投資その他の資産 | 5,456 | 資本金 | 744 |
| 関係会社貸付金 | 7,600 | 資本剰余金 | 2,257 |
| 貸倒引当金 | △5,110 | 資本準備金 | 65 |
| 関係会社株式 | 2,966 | その他資本剰余金 | 2,192 |
| | | 利益剰余金 | 293 |
| | | その他利益剰余金 | 293 |
| | | 繰越利益剰余金 | 293 |
| | | 自己株式 | △747 |
| | | 新株予約権 | 106 |
| | | 純資産合計 | 2,655 |
| 資産合計 | 7,619 | 負債・純資産合計 | 7,619 |

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|------|------|
| 売上高 | - | |
| 売上原価 | - | |
| 売上総利益 | - | |
| 販売費及び一般管理費 | 354 | |
| 営業損失 (△) | △354 | |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 82 | |
| 関係会社受取手数料 | 147 | 230 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | △60 | |
| 為替差損 | △3 | |
| 自己株式取得費用 | △17 | △81 |
| 経常損失 (△) | | △205 |
| 特別利益 | | |
| 関係会社貸倒引当金戻入額 | 500 | 500 |
| 税引前当期純利益 | | 294 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1 | |
| 当期純利益 | | 293 |

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 残高および 変動事由 | 株主資本 | | | | | | 新株 予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------|-----------|--------------|-----------------------------|-------|------------|-----------|-------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 | | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本剰余金 | その他利益剰 余金 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 678 | 4,795 | 2,432 | △5,035 | - | 2,871 | 92 | 2,963 |
| 当 期 変 動 額 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 新株予約権の行使 | 65 | 65 | - | - | - | 131 | △40 | 90 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | △747 | △747 | - | △747 |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替 | - | △4,795 | △240 | 5,035 | - | - | - | - |
| 当 期 純 利 益 | - | - | - | 293 | - | 293 | - | 293 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） | - | - | - | - | - | - | 54 | 54 |
| 当期変動額合計 | 65 | △4,730 | △240 | 5,329 | -△747 | △322 | 14 | △308 |
| 当 期 末 残 高 | 744 | 65 | 2,192 | 293 | △747 | 2,548 | 106 | 2,655 |

個別注記表

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

(3) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①端数の処理

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

②グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はございません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

- (1) 貸借対照表に計上した関係会社株式の額
2,966 百万円

(注) 主にMaiden Marketing Pte. Ltd.に係る株式1,165百万円及びAnyMind Group Pte. Ltd.に係る株式1,122百万円から構成されております。

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式は主として市場価格のない株式であることから、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額ないし、評価差額は当期の損失として処理しています。当社は、子会社の超過収益力を反映して、計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該関係会社の株式を取得していることがあります。当該超過収益力が見込めず、超過収益力を反映した実質価額が取得原価の50%程度を下回っている場合に、減損処理を行っています。また、実質価額について、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないこととしています。なお、超過収益力の計算及び回収可能性は経営者が承認した事業計画等に基づき行っており、売上収益成長率及び売上総利益率などの主要な仮定が含まれます。

(貸倒引当金)

- (1) 貸借対照表に計上した貸倒引当金の額
△5,110百万円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当該見積りは、債務者の将来の不確実な財政状態、経営成績の変動によって影響を受ける可能性があり、実際の返済額や、財政状態、経営成績が見積り時に仮定した状況と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

| | |
|-------------------|----------|
| 株式会社LYFT | 365百万円 |
| AnyMind Japan株式会社 | 4,350百万円 |
| 合計 | 4,715百万円 |

関係会社以外の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社サン・スマイル 1,920百万円

※連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載の通り、当社の連結子会社であるAnyMind Japan株式会社を通じて、2026年1月1日に株式会社サン・スマイルの発行するすべての株式を取得し子会社化しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 -百万円

仕入高 -百万円

その他の営業取引高 128百万円

営業取引以外の取引による取引高

221百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,250,000株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | (単位：百万円) |
|-----------|---------------|
| | 当事業年度 |
| | (2025年12月31日) |
| (繰延税金資産) | |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,564 |
| 繰越欠損金 | 70 |
| 関係会社株式評価損 | 1,392 |
| 株式報酬費用 | 32 |
| その他 | 25 |
| 繰延税金資産小計 | 3,085 |
| 評価性引当額 | △3,085 |
| 繰延税金資産合計 | - |
| (繰延税金負債) | |
| その他 | - |
| 繰延税金負債合計 | - |
| 繰延税金負債の純額 | - |

- (3) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 当事業年度 (2025年12月31日) |
|-------------------|------------------------|
| 法定実効税率 | 30.62% |
| (調整) | |
| 住民税均等割 | 0.41% |
| 評価性引当額の増減 | △39.10% |
| グループ通算制度による影響 | 9.60% |
| その他 | △1.13% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 0.41% |

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）の割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|---------------------------|-----------------|-----------|---------------|------|------------------------------------|---------------|
| 子会社 | AnyMind Group Pte. Ltd. | 所有：直接100% | 役務の提供 | 業務委託費等(注3) | 110 | 関係会社未収入金 | 28 |
| | | | | | | 関係会社未払金 | 39 |
| 子会社 | AnyMind Japan 株式会社 | 所有：直接100% | 役務の提供 | 利息の受取 | 70 | 関係会社貸付金(注1.2) | 6,810 |
| | | | | 出向受入費用(注3) | 17 | 関係会社未払金 | 187 |
| | | | | 関係会社受取手数料(注3) | 94 | 関係会社未収利息 | 22 |
| 子会社 | 株式会社フォーエム | 所有：間接100% | 資金の貸付 | 利息の受取 | 39 | 関係会社貸付金(注1) 関係会社未払金 関係会社未収利息 | 100 4 0 |
| 子会社 | GROVE 株式会社 | 所有：直接100% | 役務の提供 | 利息の受取 | 0 | 関係会社貸付金(注1) | 70 |
| | | | | 資金の貸付 | 34 | 関係会社未払金 | 37 |
| | | | | 関係会社受取手数料(注3) | | 関係会社未収利息 | 0 |
| 子会社 | ENGAWA 株式会社 | 所有：直接100% | 役務の提供 | 利息の受取 | 4 | 関係会社貸付金(注1.2) | 360 |
| | | | | 資金の貸付 | 9 | 関係会社未払金 | 11 |
| | | | | 関係会社受取手数料(注3) | | 関係会社未収利息 | 1 |
| 子会社 | AnyReach 株式会社 | 所有：間接100% | 資金の貸付 | 利息の受取 | 40 | 関係会社貸付金(注1) 関係会社未払金 関係会社未収利息 | 260 0 0 |
| 子会社 | Maiden Marketing Pte.Ltd. | 所有：間接100% | 役務の提供 | 関係会社受取手数料(注3) | 8 | 関係会社未払金 | 8 |

(注) 1.関係会社貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2.上記各子会社に対する関係会社貸付金に対して、当事業年度において5,110百万円の貸倒引当金を計上しております。

3.出向者受入費用については対象者の人件費等を、業務委託費、関係会社受取手数料等については業務委託に伴う発生コスト等を勘案し合理的に決定しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 55.15円銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 4.89円銭 |

10. 重要な後発事象

該当事項はございません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月3日

AnyMind Group株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千代田 義 央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 本 展 枝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AnyMind Group株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、AnyMind Group株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表「7.重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2025年12月18日開催の取締役会決議に基づき、会社の連結子会社であるAnyMind Japan株式会社を通じて、2026年1月1日に株式会社サン・スマイルの発行するすべての株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容

可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月3日

AnyMind Group株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千代田 義 央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 本 展 枝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AnyMind Group株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月3日

AnyMind Group株式会社 監査等委員会

監査等委員 村田 昌平 ㊞

監査等委員 北澤 直 ㊞

監査等委員 岡 知敬 ㊞

(注) 監査等委員 北澤 直 及び 岡 知敬 は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

【会 場】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー30階



- 【交 通】**
- 東京メトロ・日比谷線
六本木駅 1c出口より 直結
 - 都営地下鉄・大江戸線
六本木駅 3出口より 徒歩約4分
 - 都営地下鉄・大江戸線
麻布十番駅 7出口より 徒歩約4分
 - 東京メトロ・南北線
麻布十番駅 4出口より 徒歩約7分

※駐車場の用意はいたしておりません。

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産等のご用意はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。